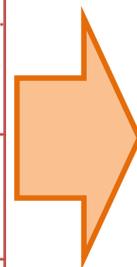


平成30年度税制改正関係資料

経済社会の現状

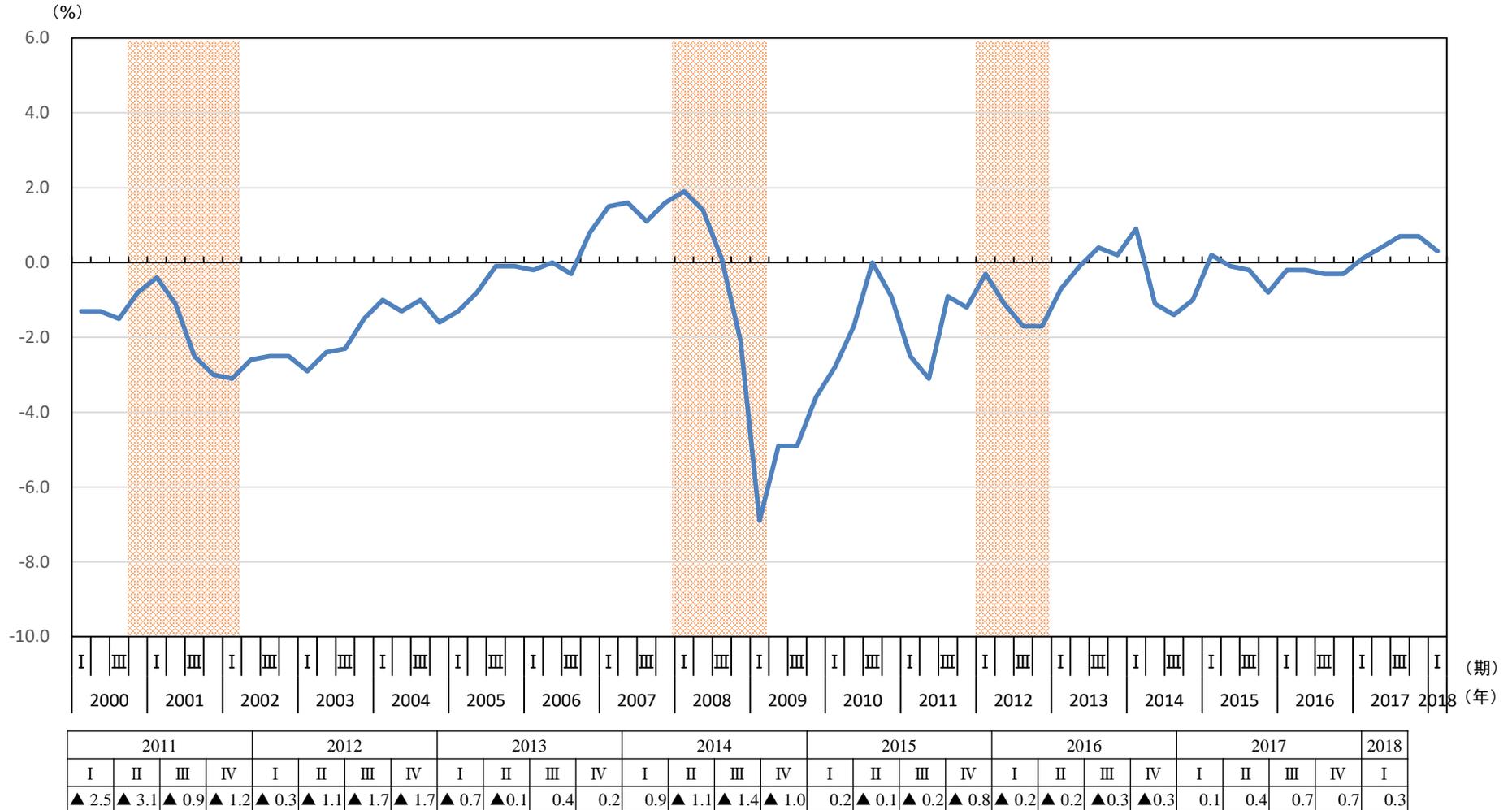
主な経済指標の推移

		安倍政権発足前	現在	備考
名目GDP		492.9兆円 (2012年10-12月)	551.3兆円 (2018年4-6月)	過去最高水準
個人消費 (2011年=100)		102.4 (2012年12月)	104.9 (2018年6月)	
雇用情勢	失業率	4.3% (2012年12月)	2.5% (2018年7月)	約25年ぶりの低水準
	有効求人倍率	0.83倍 (2012年12月)	1.63倍 (2018年7月)	史上初めて 全都道府県で1倍超え
企業収益(経常利益) ※季節調整値		12.4兆円 (2012年10-12月)	20.4兆円 (2018年1-3月)	過去最高水準
設備投資 ※季節調整値		8.6兆円 (2012年10-12月)	10.8兆円 (2018年1-3月)	リーマンショック前の 水準を回復しつつある
業況判断 (大企業・製造業)		▲12 (2012年12月)	21 (2018年6月)	リーマンショック前以来 約11年ぶりの高水準
鉱工業生産指数 (2010年=100)		94.7 (2012年12月)	102.4 (2018年7月)	
株価		10,230円 (2012年12月26日)	22,865円 (2018年8月31日)	



GDPギャップの推移

○ GDPギャップ(需要と供給の差)は、2017年1-3月期から5期連続でプラスとなっている。



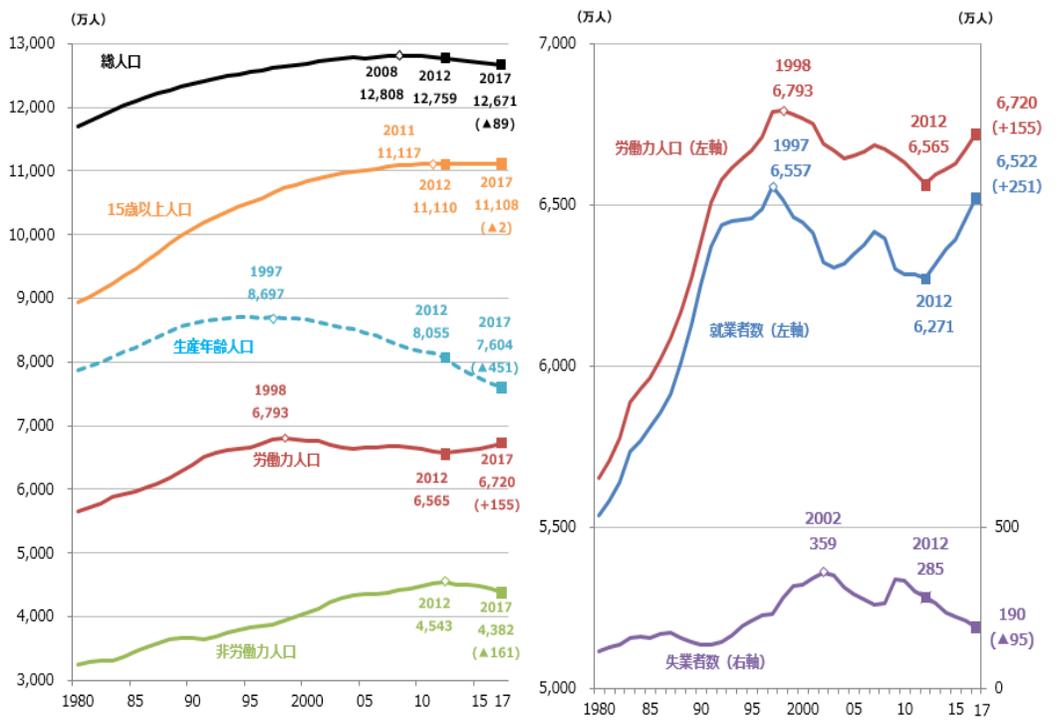
(備考)

1. 内閣府「国民経済計算」、「固定資本ストック速報」、経済産業省「鉱工業指数」等により作成。
2. シェドーは景気後退期。

経済社会における構造の変化①

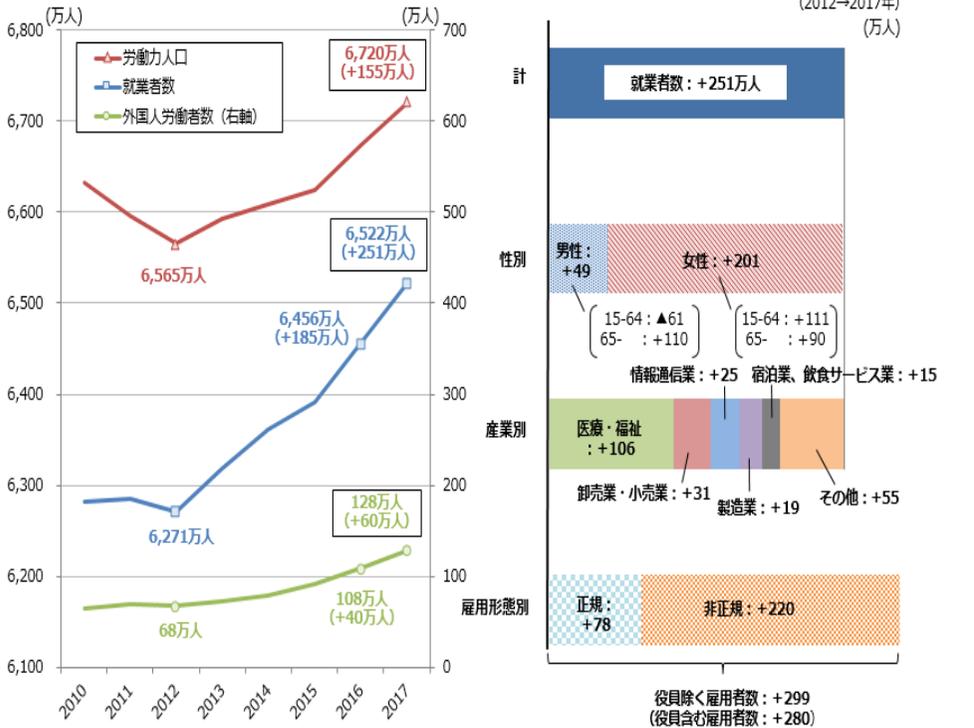
人口動態と労働力人口

○ 少子高齢化の進展により、生産年齢人口は大きく減少してきているが、働く意思を有する労働力人口は、2012年以降増加している。



就業者数増加の内訳

○ 女性と高齢者の就業者数が増加している。



※カッコ内は2012年から2017年の増減数。
 出典：総務省「労働力調査（基本集計、2002年以降の就業者数は詳細集計）」、「人口推計（補間補正人口）」

※カッコ内は、2012年からの増加数。
 出典：総務省「労働力調査（労働力人口は基本集計、就業者数は詳細集計）」、厚生労働省「外国人雇用状況」

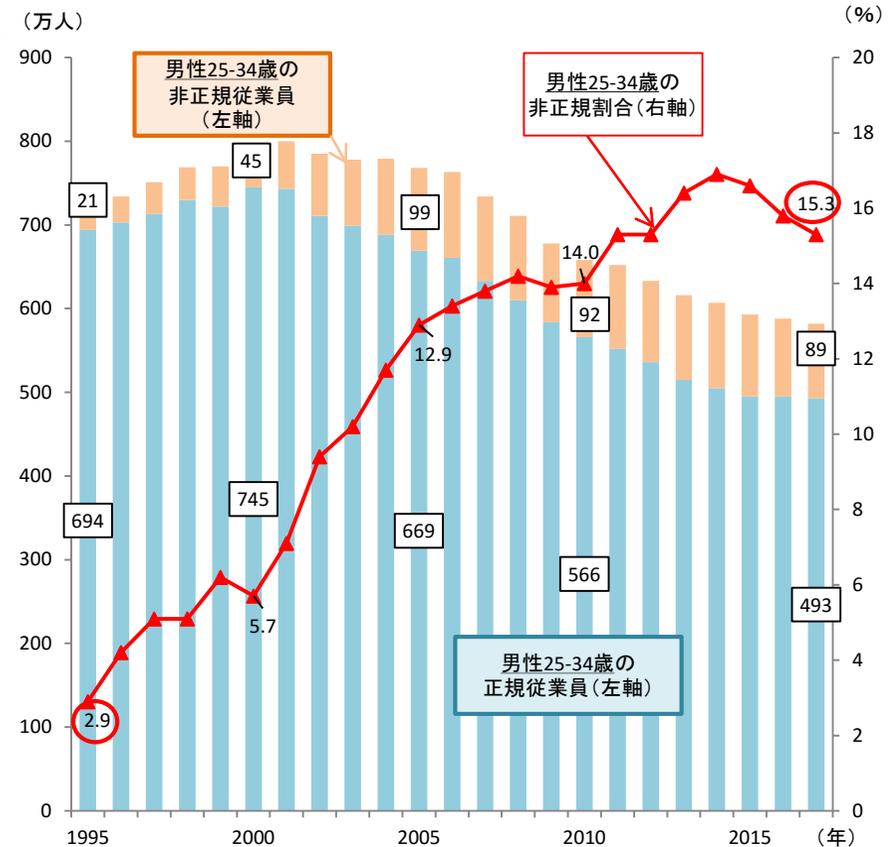
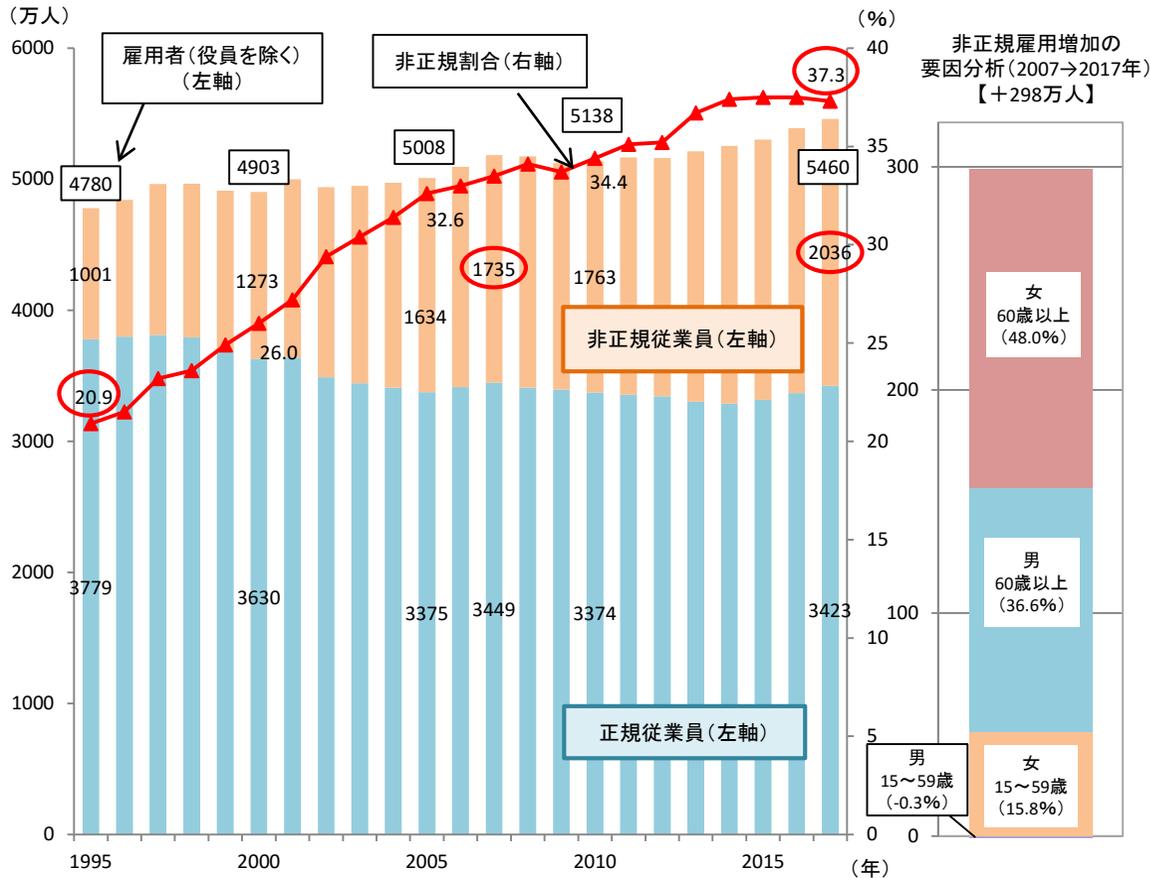
経済社会における構造の変化②

正規・非正規雇用者数の推移

正規・非正規雇用者数の推移(男性25-34歳)

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。

- 若年男性については、人口減もあり減少傾向にある中で、非正規雇用者が概ね増加傾向。

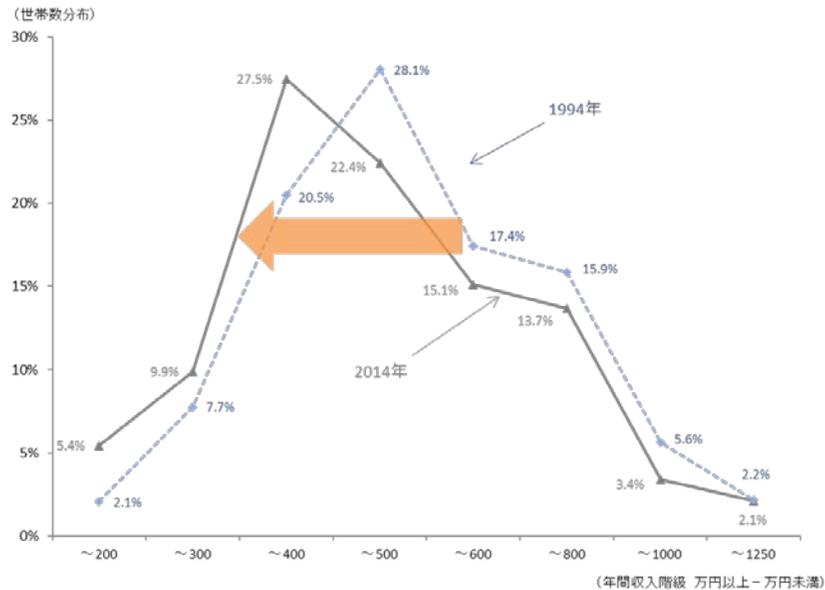


(出所) 左図、右図: 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)総数」
中央図: 「労働力調査(詳細集計)5歳階級」

経済社会における構造の変化③

年間収入階級別の世帯数分布の推移(若年世帯)

○ 若年世帯においては収入が全体的に低下。



(出所) 総務省「全国消費実態調査」

(注1) 二人以上の世帯(世帯主の年齢が30歳未満)。

(注2) 若年世帯の年間収入階級1250万円以上については割合が少ないことから省略している。

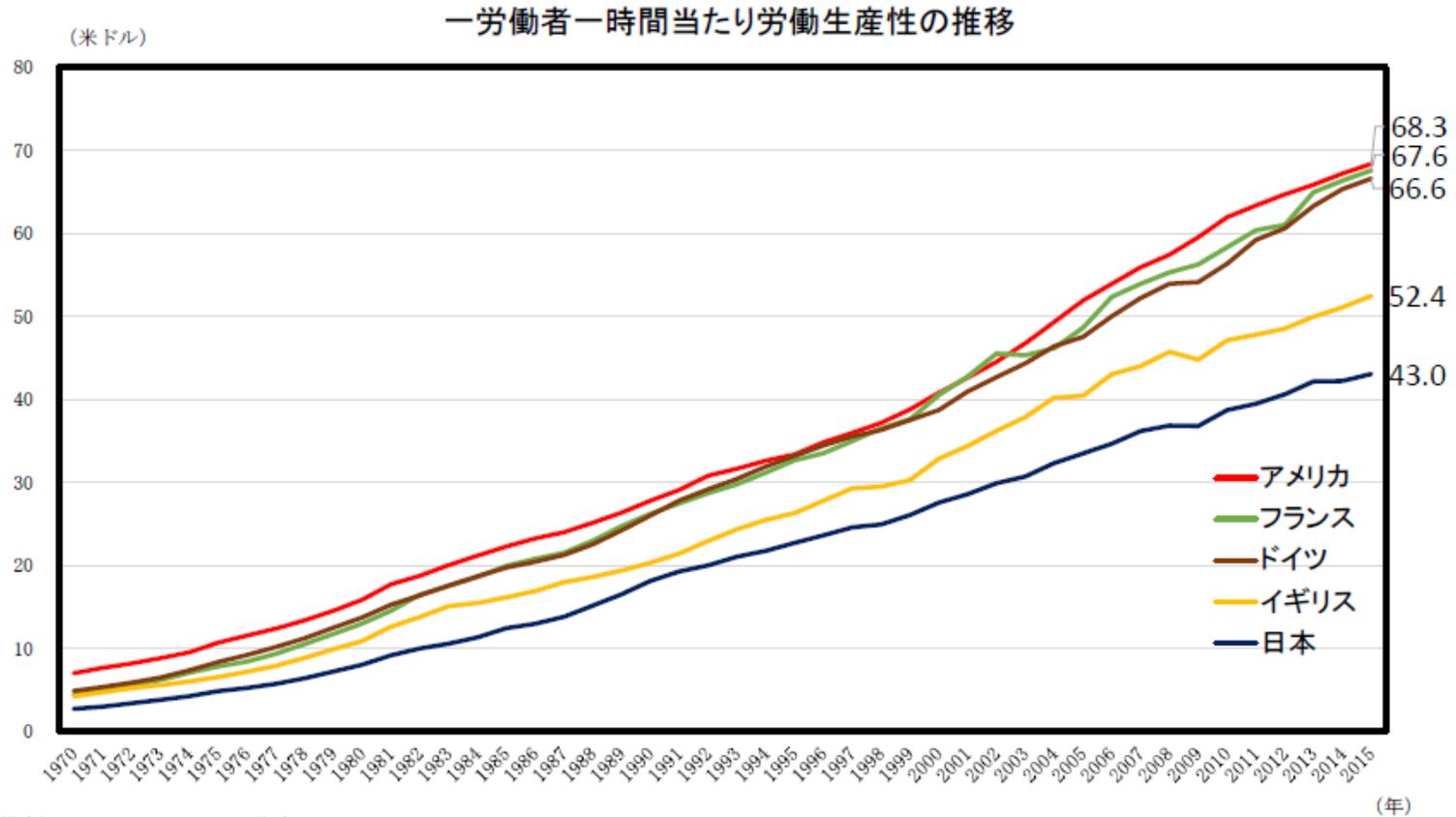
働き方の多様化の進展

- かつては、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースが典型的であったが、
- ・ 特定の企業や組織に属さず、専門分野の能力等を活かして、フリーランスとして、業務単位で仕事を請け負う
 - ・ 社員が平日の夜や週末の時間を活かして副業として事業の立ち上げを行い、事業が軌道に乗ったところで独立する
 - ・ 子育てをしながら社員時代に培ったスキルを活かして在宅で仕事を請け負う
 - ・ 高齢者が、長年培った能力や経験を活かし、業務単位の仕事の請負や起業支援等の活躍をするなど、働き方の多様化が進展。
- 「働き方改革実行計画」においては、「安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する」こととされている。



我が国の労働生産性

○他の先進国と比べ、我が国の時間当たり労働生産性は低く、米仏独との差は拡大傾向。



(備考) 1. OECD.Statにより作成。

2. 労働生産性は一労働者一時間当たりの名目GDPで、購買力平価 [Current PPP] でドル換算したもの。

(出典)働き方改革実行計画(参考資料)

構造改革

骨太方針2018 (2018.6)

～ 少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現 ～

人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

◆ 幼児教育の無償化

- ・ 3歳から5歳: 全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化
- ・ 0歳から2歳: 住民税非課税世帯を対象として無償化

◆ 高等教育の無償化

- ・ 住民税非課税世帯の子供たちに対する授業料の減免措置や給付型奨学金の拡充

◆ 大学改革

- ・ 各大学の役割・機能の明確化
- ・ 大学教育の質の向上
- ・ 学生が身に付けた能力・付加価値の見える化
- ・ 経営力の強化

◆ リカレント教育

- ・ 教育訓練給付の拡充
- ・ 産学連携によるリカレント教育

(2) 多様な人材の活躍

◆ 女性活躍の推進

◆ 障害者雇用の促進

- ◆ 高齢者雇用の促進
- ・ 65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備
- ・ 高齢者の雇用促進策
- ・ 公務員の定年引上げ

働き方改革の推進

◆ 長時間労働の是正

- ・ 罰則付き時間外労働の上限規制 (原則、月45時間・年360時間。労使協定を結んでも年720時間)
- ・ 適用猶予業務については、上限規制の適用に向けた環境整備を進める

◆ 同一労働同一賃金の実現

◆ 高度プロフェッショナル制度の創設

- 高度専門職に限って、時間ではなく成果で評価される仕組みを導入

◆ 最低賃金の引上げ

- 年率3%程度を目途として引き上げ、全国加重平均1000円を目指す

新たな外国人材の受入れ

※移民政策とは異なる

- ◆ 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針を今後決定

- ◆ 従来の外国人材受入れの更なる促進
- ◆ 外国人の受入れ環境の整備

2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

新経済・財政再生計画の策定

未来投資戦略2018 (2018.6)

～ 「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革 ～

重点分野とフラッグシップ・プロジェクト

◆ 次世代モビリティ・システムの構築

- ・ 無人自動運転による移動サービスの実現(2020年)

◆ 次世代ヘルスケア・システムの構築

- ・ 個人の健診・診療・投薬情報を、医療機関等の中で共有するための工程表策定

◆ エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進

- ・ 2050年を見据えたエネルギー制御、蓄電、水素利用等の技術開発

◆ FinTech/キャッシュレス化推進

- ・ 金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し

◆ デジタルガバメントの推進

- ・ デジタルファースト一括法案の提出、ワンストップ化・ワンズオンリー化の推進

◆ 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築/PPP・PFI手法の導入加速

- ・ 建設から維持管理のプロセス全体の3次元データ化
- ・ PPP・PFIの重点分野における取組強化

◆ 農林水産業のスマート化

- ・ 農林水産業のあらゆる現場でAI・ロボット等の社会実装推進

◆ まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ

- ・ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」加速、モデル都市構築

◆ 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

- ・ IT・ロボット導入の強力な推進

経済構造革新への基盤づくり

(1) データ駆動型社会の共通インフラの整備

◆ 基盤システム・技術への投資促進

◆ AI時代に対応した人材育成と最適活用

◆ イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携

(2) 大胆な規制・制度改革

◆ サンドボックス制度の活用と、縦割り規制からの転換

◆ プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備

今後の成長戦略推進の枠組み

- ◆ 「産官協議会」の設置
- ・ 重点分野について官民の叡智を結集

個人所得課税の見直し

個人所得課税の見直しに関するこれまでの議論

閣議決定

骨太の方針2015

「人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。」

「女性の活躍推進・子ども子育て支援の観点等を踏まえつつ、多様化する働き方等への中立性・公平性をより高めるため、早期に取り組む。」

骨太の方針2016

「個人所得課税・・・については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計期間中のできるだけ早期に行う。」

骨太の方針2017

「個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。」

政府税制調査会

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理

- ・ 経済社会の構造変化の実像
- ・ 個人所得課税の見直しの基本的考え方

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告

- ・ 配偶者控除の見直しに関する論点整理
- ・ 個人所得課税の見直しの基本的考え方

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②

- ・ 働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税の見直しに関する基本的考え方

与党税制調査会

平成28年度税制改正大綱

- ・ 個人所得課税の見直しの基本的方向性

平成29年度税制改正大綱

- ・ 就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの配偶者控除等の見直し
- ・ 個人所得課税の見直しの基本的方向性

平成30年度税制改正大綱

- ・ 働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税の見直し
- ・ 今後の見直しの基本的方向性

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要

(今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理)

平成27年11月
政府税制調査会

● 税制のあり方の検討にあたっての論点（個人所得課税）

- 配偶者控除の見直し
- 基礎控除等の人的控除に係る所得控除方式の見直し
- 働き方の多様化等を踏まえた「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方の見直し
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

● 今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとするのが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、さらに検討を深化。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取組みを進める必要がある。

(中略)

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円(給与所得のみの場合、給与収入150万円)に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収(144万円)を上回るものである。

こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税収中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではなく、社会保障制度などの関連する制度・政策における取組みが重要である。本年10月より被用者保険の適用拡大が実施されているが、短時間労働者の就業調整を防ぐなどの観点から今後も更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくこととしており、今後とも就業調整につながる要因を取り除いていくことが重要である。

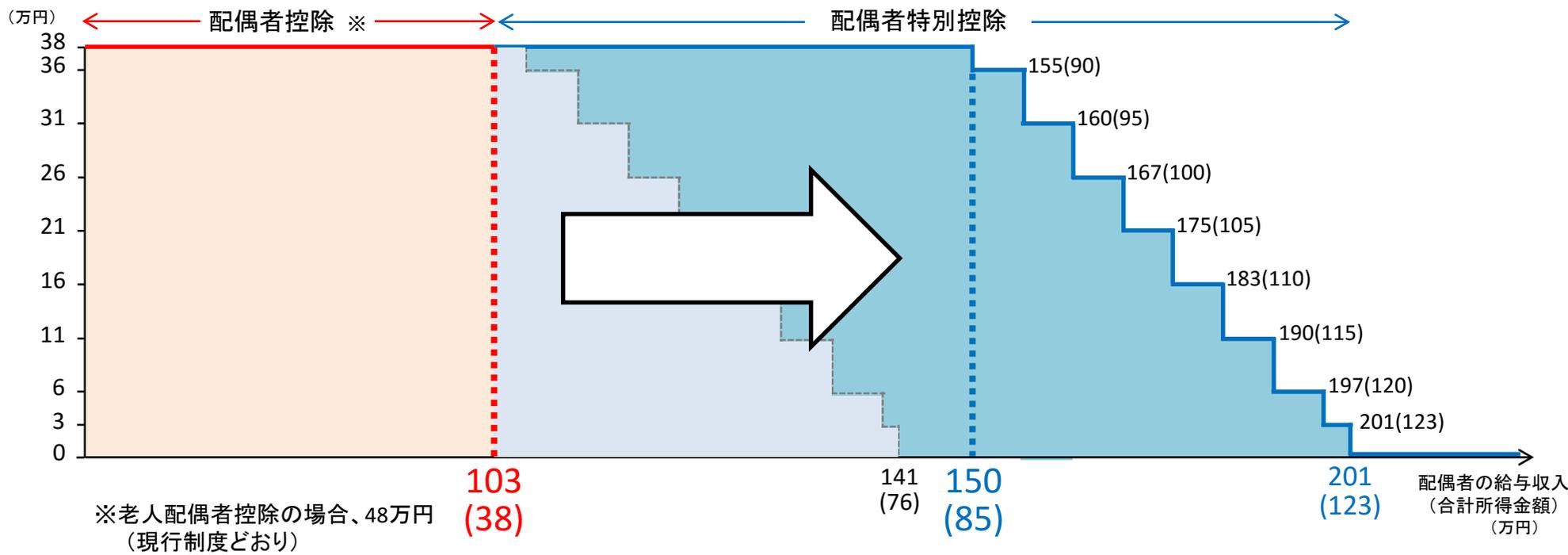
また、配偶者が一定の収入以下であることを要件とする企業の配偶者手当制度等も就業調整の大きな要因の一つである。配偶者手当制度等を有している企業に対しては、今般の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを踏まえ、労使の真摯な話し合いの下、就業調整問題を解消する観点からの見直しを行うことを強く要請する。

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて（平成29年度改正）

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）

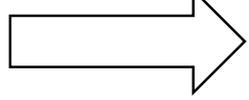
（平成30年分以後の
所得税について適用）

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前: なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



見直し後:
給与**1,120万円**(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与**1,220万円**(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120~1,170万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

(※) 上記の給与収入及び給与所得の金額は、平成30年度改正による給与所得控除についての基礎控除への振替及び控除額の上限の引下げ(平成32年分以後の所得税について適用)の適用前の数字である。

第3章 経済・財政一体改革の推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

① 歳入改革

(税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会におけるこれまでの議論等を踏まえ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて検討を行う。所得再分配機能の回復を図るためには、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要がある。個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。

国際協調を通じた「B E P S プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換をより一層推進する。

グローバル化やICT化が急速に進展する中で、国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要がある、丁寧に進めていくこととする。

所得税の見直し（30年度改正）

- 働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、骨太の方針・与党大綱を踏まえ、見直し。
- 所得税は家計に直結する税制。負担の急激な変動を避けるとともに、子育て世帯等に配慮。また、準備期間を十分に確保するため、平成32年(2020年)1月から施行。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

(2) 給与850万円超の者の給与所得控除を引下げ（子育て世帯等に配慮）

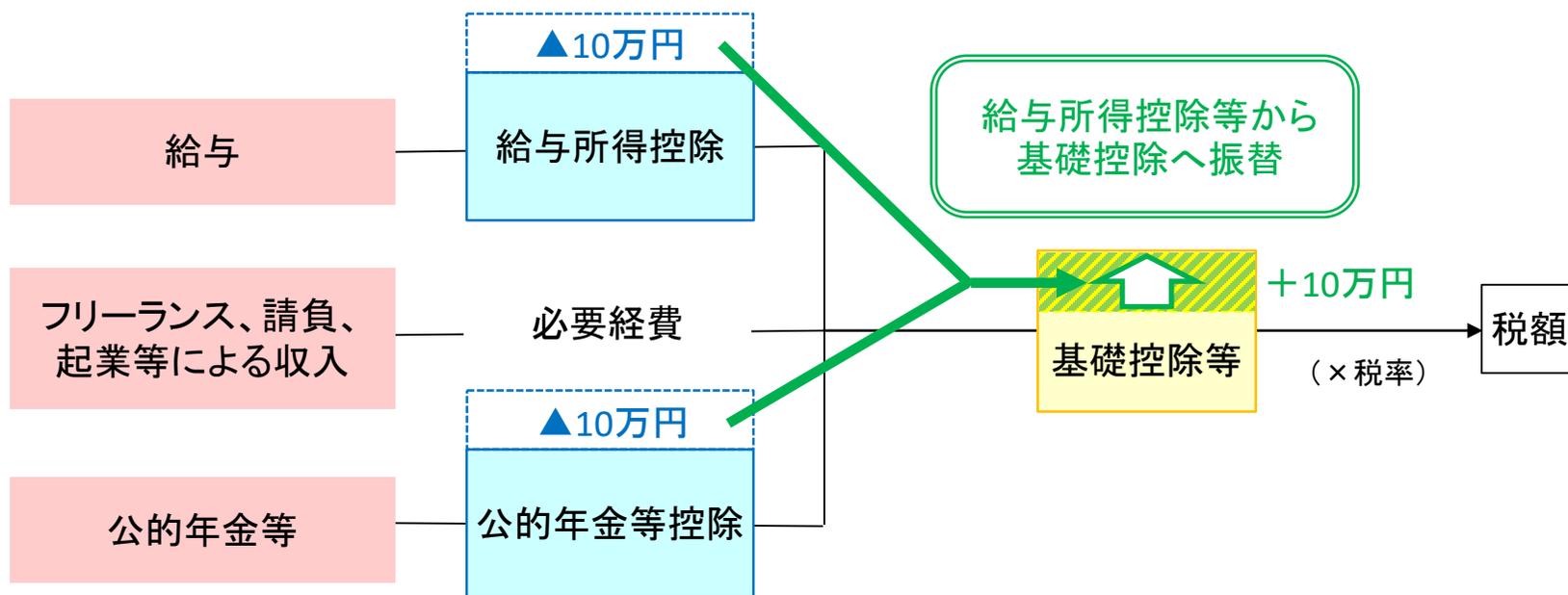
(3) 年金1,000万円超 又は 年金以外の所得1,000万円超の者の公的年金等控除を引下げ

(4) 基礎控除を逡減・消失（所得2,400万円超から逡減、2,500万円超で消失）

基礎控除への振替（30年度改正）

(1)基礎控除への振替

- 我が国の個人所得課税は、多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。
- 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。



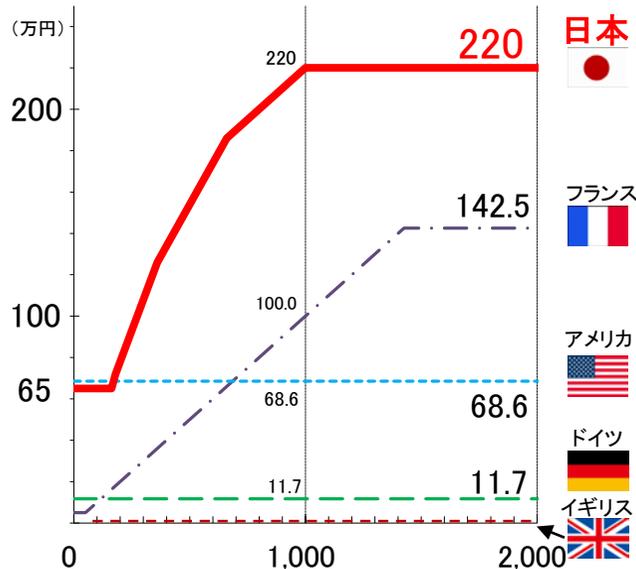
※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

- 給与所得控除は、勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、上限を引き下げてきたところ。
(給与1,500万円→1,200万円→1,000万円)

(参考)平成26年度与党税制改正大綱(抄)

給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。

給与所得控除の国際比較



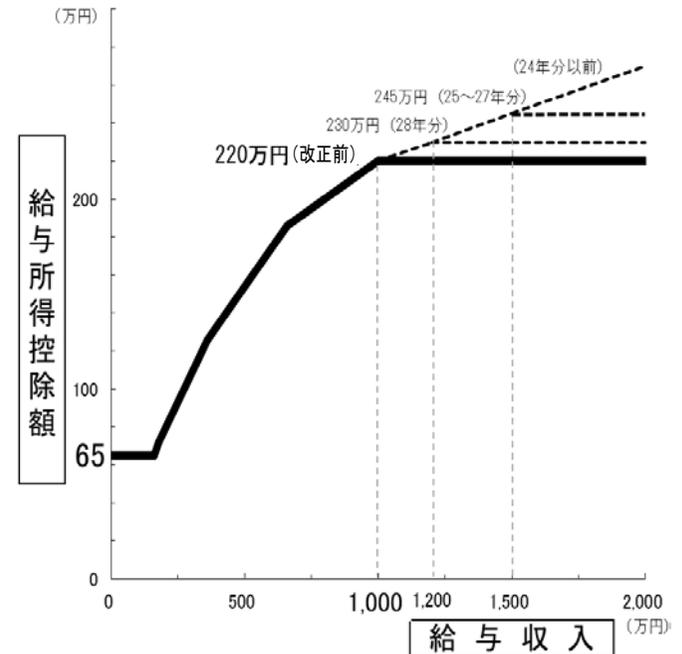
会社員の経費

「家計支出」のうち、会社員の勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

	世帯年収	会社員の勤務関連経費 (注)
平均	632万円	25.2万円
年収5分位階級の最上位平均 (903万円以上)	1,030万円	39.8万円

(注)衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こづかい、つきあい費 (家計調査調べ)

これまでの見直し

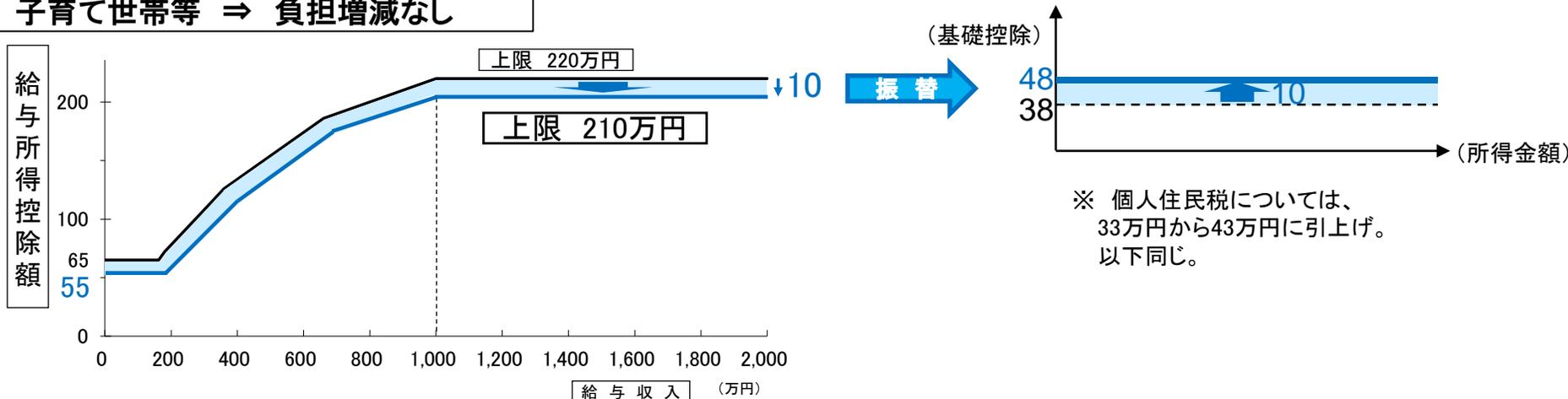


○ これまでの方針に沿って、**控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げるが、子育て世帯等**(注)には**負担増が生じない**よう措置を講ずる。

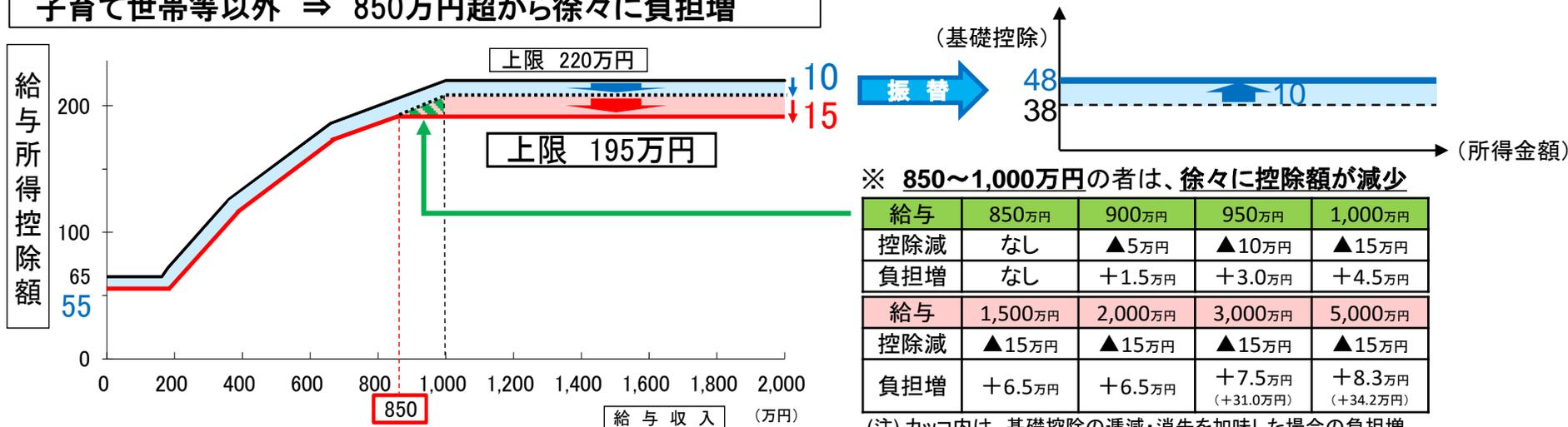
⇒ **前回の適正化(1,500万円→1,000万円)同様、96%の方には負担増なし。**

(注) 23歳未満の扶養親族を有する者及び特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者等(いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む)

子育て世帯等 ⇒ 負担増減なし



子育て世帯等以外 ⇒ 850万円超から徐々に負担増



(参考) 給与所得控除の見直しの背景

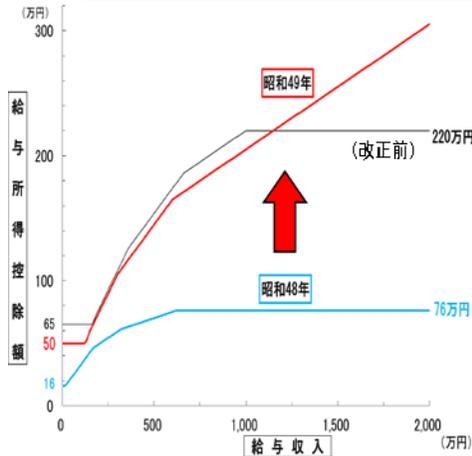
昭和49年の見直し

- 田中内閣の「2兆円減税」により給与所得控除が大幅に拡充され、概ね現在の姿に。
 - 当時の見直しの背景には、産業構造が転換し会社員が急増する中、
 - ・「特定支出控除」がなく、会社員は実際の勤務関連経費がどれだけ高くても実額控除できなかった、
 - ・税率構造が非常に累進的(最高税率93%)であり、高度経済成長による賃金上昇に伴い、**会社員の負担累増感が急上昇**していた
- 等の事情がある。

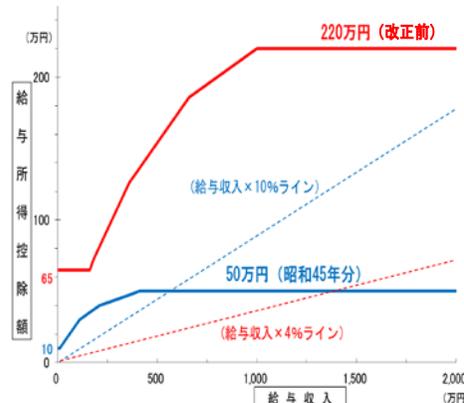
今回の見直し

- 現在では、
 - ・昭和63年に導入された「特定支出控除」により、会社員にも**実額控除が可能**となっており、
 - ・税率構造も緩やか(最高税率55%)になっている
- 現行の給与所得控除は、**実際の勤務関連経費や、主要国の概算控除の水準と比べて過大**。
- 今回の見直しは、**過去の時代背景の下で過度に拡充した給与所得控除を適正な水準へ戻す方向**で修正するもの。

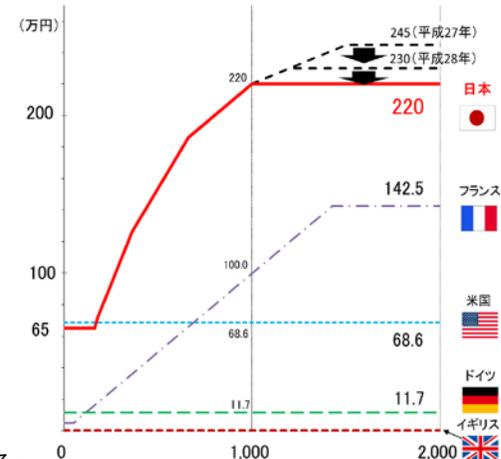
昭和49年度改正



勤務関連経費と給与所得控除



給与所得控除の国際比較



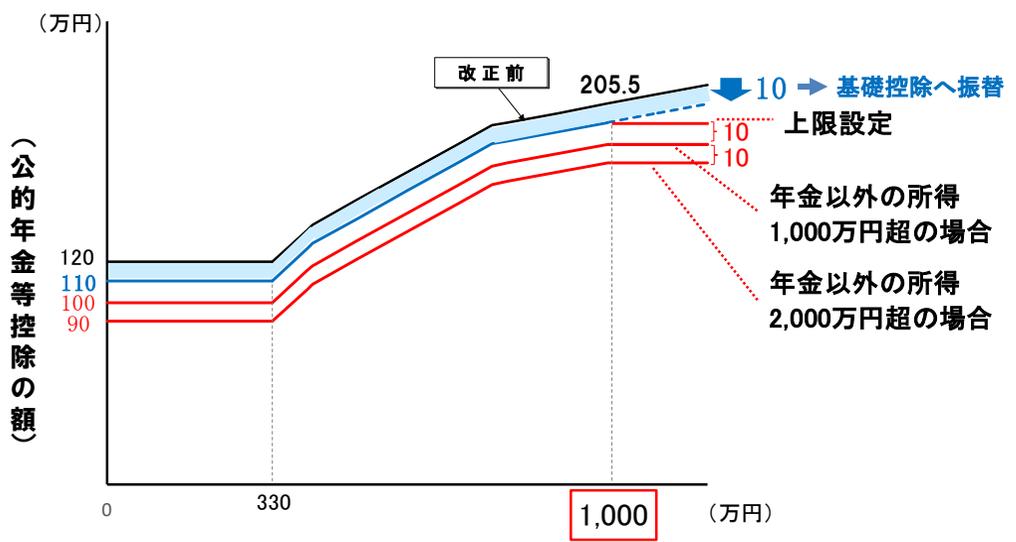
(注) 会社員の勤務関連経費の平均支出額が平均世帯年収に占める割合は、昭和45年は10%、平成28年は4%(家計調査を用いて推計)。

公的年金等控除の適正化（30年度改正）

- (1)基礎控除への振替
- (3)公的年金等控除の引下げ

- 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。
- 公的年金等控除について、
 - ① 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限を設ける。
 - ② 年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者(0.5%)の控除額を引き下げる。

見直し後(65歳以上の場合)



（公的年金等の収入金額）

（注）65歳未満の場合、最低保障額（改正前70万円）は、
 ・ 基礎控除への振替により60万円、
 ・ 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
 ・ 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円となる。

負担増となる見込みの人数

年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超の者（うち2,000万円超の者）	20万人程度（うち10万人程度）
合計	20万人程度

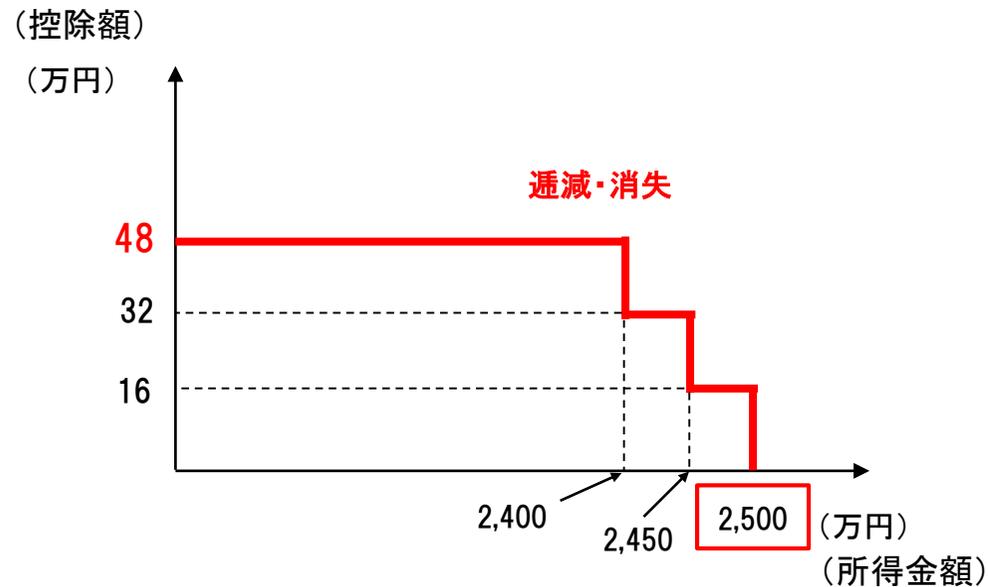
年金受給者全体（4,000万人程度）の0.5%程度

基礎控除の適正化（30年度改正）

(4)基礎控除の逡減・消失

- 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が大きい。
- 生活に十分余裕のある者には措置する必要はないという考えに基づき、控除額について、**所得2,400万円超から逡減、2,500万円超（0.3%）で消失させる。**

見直し後



※ 個人住民税の基礎控除額は、それぞれ43万円、29万円、15万円。

見直しの効果

- 働き方の自由度を高め、労働供給、イノベーションを促進。
- 起業の助走期間や、転職の期間を含め、働く人へのセーフティネットを手厚くする。

会社員

**96%の方は、
負担増減なし**

**給与850万円超の方の
一部は負担増**

フリーランス等の方々
(含む起業する者等)

負担減

年金受給者

**ほとんどの方は
負担増減なし**

**年金1,000万円超又は
年金以外の所得1,000
万円超の方は負担増**

平成30年度税制改正大綱(抄)

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

1 個人所得課税の見直し

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

今回の個人所得課税の見直しにおいては、働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しを行ったところである。今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。また、経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、逡減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任すると性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

デフレ脱却・経済再生

<生産性革命の実現>

これまでの法人税制における対応①

25年度 改正

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産等設備投資促進税制」の創設 (→²⁷廃止)
- 「研究開発税制(総額型)」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の創設 など

26年度 改正

○ 復興特別法人税の1年前倒し廃止 <法人実効税率> 従前37.00%→²⁶34.62%

○ 設備投資や賃金引上げを促進するための思い切った政策税制

- 「生産性向上設備投資促進税制」の創設 (→²⁸縮減・²⁹廃止(²⁸改正))
- 「研究開発税制(増加型)」の拡充
- 「所得拡大促進税制」の拡充 など

27年度 改正

○ 成長志向の法人税改革：初年度 <法人実効税率> ²⁶34.62%→²⁷32.11%(→²⁸31.33%)

<課税ベースの拡大等>

- 欠損金繰越控除の見直し(大法人)
- 受取配当等益金不算入の見直し
- 法人事業税の外形標準課税の拡大(大法人)
- 租税特別措置の見直し(「研究開発税制(総額型)」の重点化、「生産等設備投資促進税制」の廃止など)

<賃金引上げへの配慮>

- ²⁷・²⁸の2年間の先行減税
- 「所得拡大促進税制」の拡充
- 地方版「所得拡大促進税制」の創設(法人事業税)

28年度 改正

○ 成長志向の法人税改革：2年目 <法人実効税率> ²⁷32.11%→²⁸29.97%(→³⁰29.74%)

<課税ベースの拡大等>

- 租税特別措置の見直し(「生産性向上設備投資促進税制」の見直し(→²⁸縮減・²⁹廃止))
- 減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を「定額法」に一本化)
- 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(大法人) ※中堅企業への影響に十分配慮(激変緩和)
- 欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人) ※改革の加速化に伴う企業経営への影響を平準化

29年度
改正

○ 研究開発投資や賃金上げを促進、中堅・中小事業者を支援するための政策税制

- 「研究開発税制」の見直し（総額型の控除率の見直し、増加型の廃止）
- 「所得拡大促進税制」の見直し（大法人は重点化、中小法人は拡充）
- 「地域経済を牽引する企業向けの設備投資促進税制」の創設
- 「中小企業向け設備投資促進税制」の拡充

30年度
改正

○ 持続的な賃金上げと生産性向上のための設備投資を後押しするための政策税制

- 「所得拡大促進税制」の改組
- 「情報連携投資等の促進に係る税制」の創設
- 租税特別措置の適用要件の見直し

成長志向の法人税改革：法人実効税率「20%台」の実現 (与党税制改正大綱(27年12月16日))(抄)

28改正

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成27年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

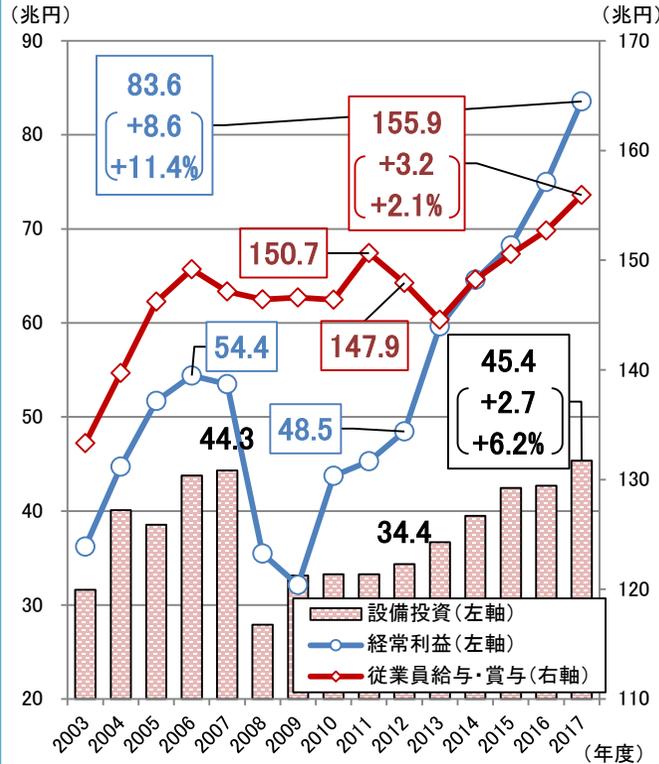
特に、生産性向上設備投資促進税制については、予定通りの縮減を行うとともに、企業の投資判断の前倒しを促すよう、平成28年度末の適用期限をもって廃止するものとする。

… 国・地方を通じた法人実効税率は平成28年度に29.97%となり、目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現する。さらに平成30年度には、29.74%となる。なお、企業部門に対していわゆる先行減税を含む「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。このため、税率引下げに当たっては、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により財源をしっかりと確保することとした。

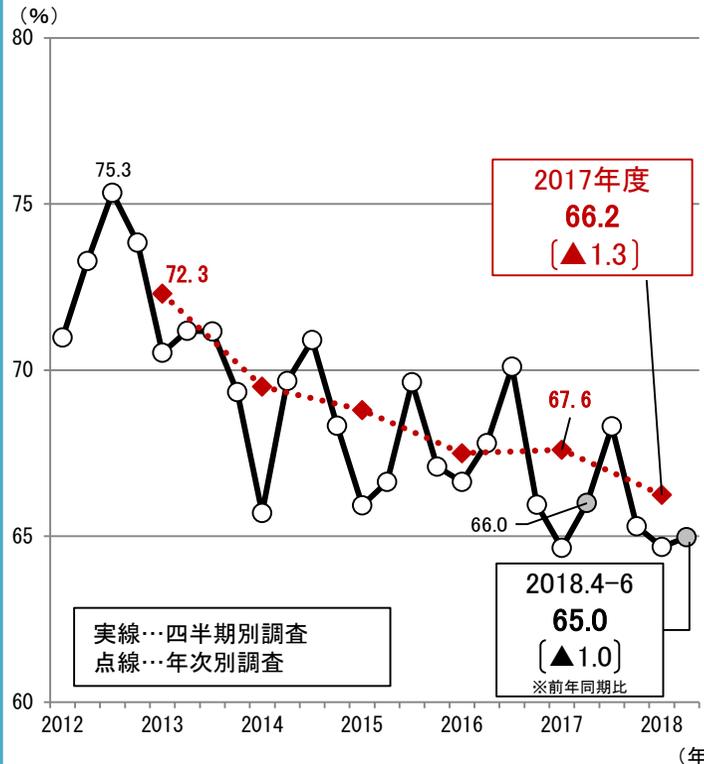
経済界には、法人実効税率「20%台」の実現を受けて、改革の趣旨を踏まえ、経済の「好循環」の定着に向けて一層貢献するよう、強く求める。現在、企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えている一方で、大企業の設備投資は伸び悩んでいる。足下では賃上げに向けた動きも見えてきているものの、労働分配率は低下している。企業経営者がマインドを変え、内部留保(手元資金)を活用して、投資拡大や賃上げ、さらには取引先企業への支払単価の改善などに積極的に取り組むことが、何よりも重要な局面となっている。今後、こうした経済界の取組状況等を見極めつつ、企業の意識や行動を変革していくための方策等についても検討を行う。

企業収益等の動向について

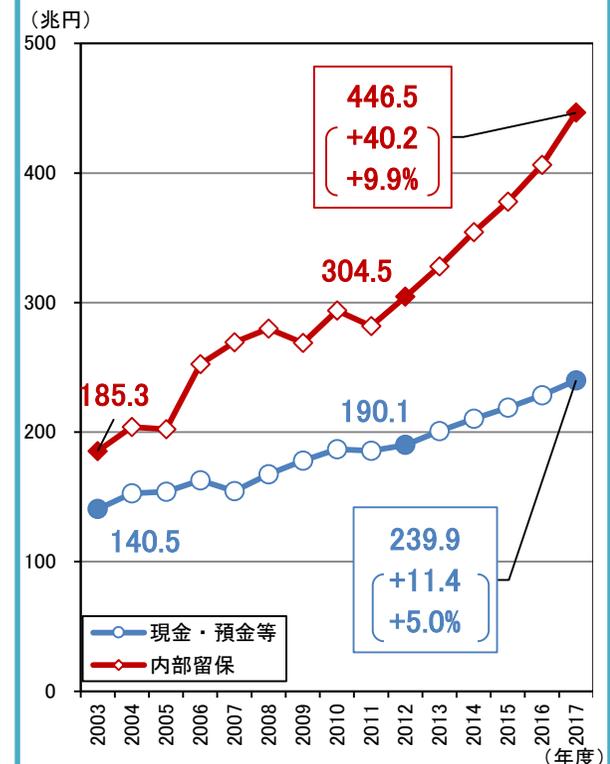
経常利益、従業員給与・賞与、設備投資



労働分配率



現金・預金等、内部留保



フロー

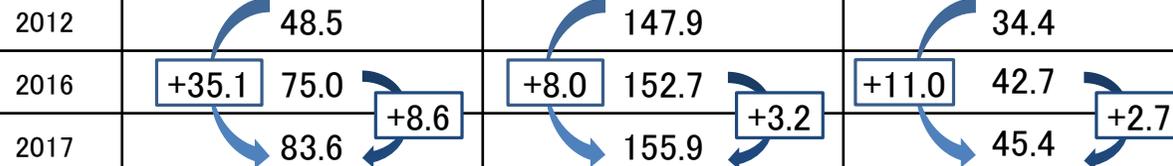
(兆円)

(年度)

経常利益

従業員給与・賞与

設備投資

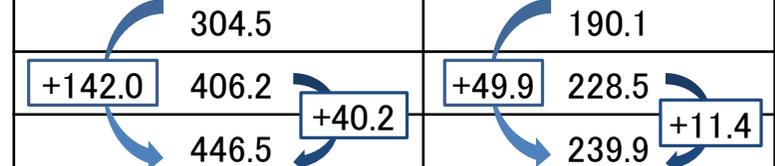


ストック

(兆円)

内部留保

現金・預金等



(出典) 財務省「法人企業統計調査」

(注1) 現金・預金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和

(注2) 設備投資はソフトウェアを含まない

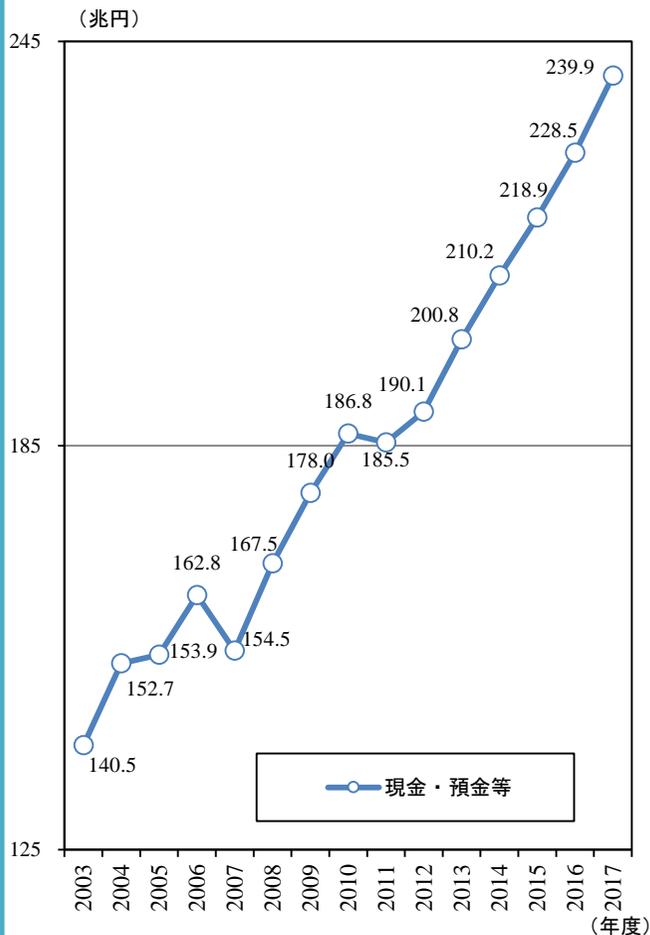
(注3) 労働分配率の年度別・四半期別の計数は、サンプル数の相違等の要因で接合しない

(注4) 四捨五入の関係上、各年度と差額の数値が一致しないことがある

(注5) グラフ中括弧内の数値は、前年度(四半期別調査の場合は前年同期)との差、及び増減率

企業の保有する現金・預金等の状況について

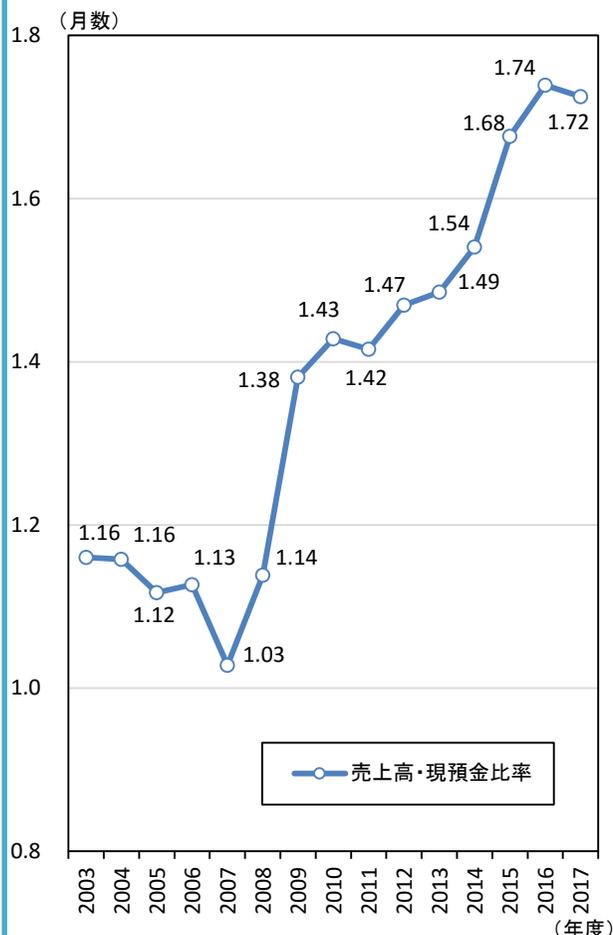
現金・預金等の推移



(出典) 財務省「法人企業統計調査」

(注) 現金・預金等は、現金・預金と有価証券(流動資産)の和

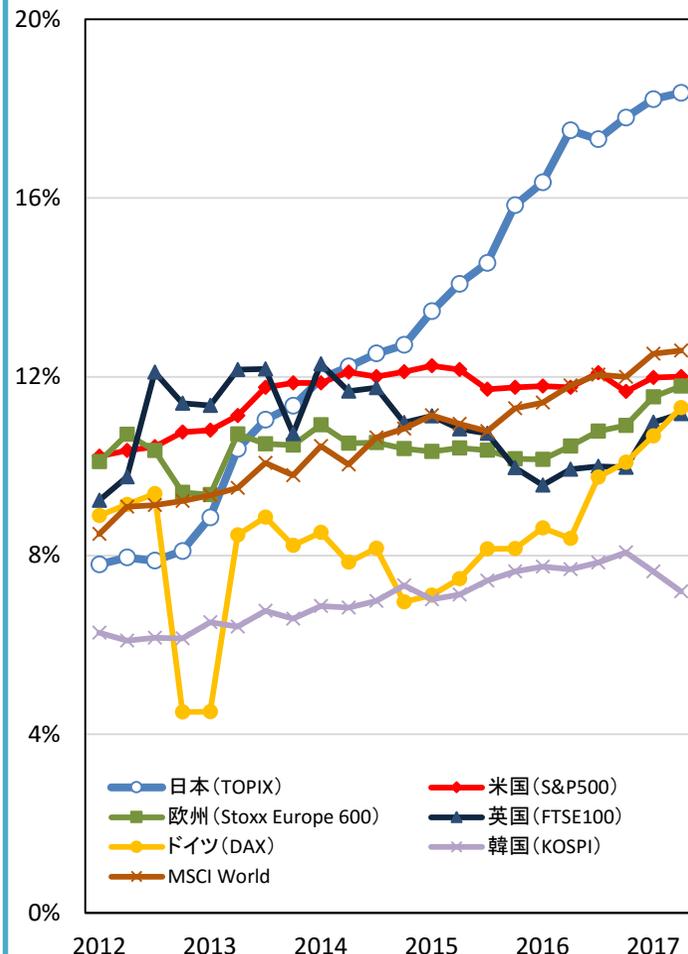
売上高・現預金比率の推移



(出典) 財務省「法人企業統計調査」

(注) 売上高・現預金比率 = 現預金 ÷ 売上高(月間)

主要各国の現預金対総資産比率の推移



(出典) ブルームバーグ

2020年を大きな目標に、「生産性革命」の実現に向けて、企業による人材や設備への力強い投資を促すため、これまでにない大胆な政策を講じる必要があります。

賃上げや設備投資に積極的な企業には、国際競争において十分に戦える環境を整備します。特に、革新的な技術やビジネスに果敢に挑戦する企業には、思い切って世界で打ち勝つことができる環境を提供します。他方で、企業収益が過去最高となる中で賃上げや投資に消極的な企業には、コーポレートガバナンス改革や様々な政策ツールを活用して、果敢な経営判断を促していきます。

税制も含めて大胆かつメリハリのついた対策を検討してまいりたいと思います。とりわけ、雇用情勢が大きく改善する中、人手不足に悩む中小・小規模事業の生産性向上は国の課題です。安倍内閣は、これまでも、固定資産税の半減など中小・小規模事業の「攻めの投資」を後押ししてきました。さらに、赤字など厳しい経営環境の下でも、投資などにチャレンジする中小・小規模事業者の皆さんを後押しするため、従来にはない税制や補正予算など、大胆な支援策を講じていきたいと思ひます。中小・小規模事業でも賃上げ可能な経営環境をつくり上げることで、景気回復のうねりを全国津々浦々に広げてまいります。

(中略)

改革を進めることで、世界からベンチャー精神あふれる人たちが日本に集まるような日本をつくり上げていきたいと思ひます。

世界に先駆けて我が国で「生産性革命」を実現する。そのために、税制、予算、規制改革、これまでにない大胆な政策を実行していく考えであります。各大臣におかれては、この大方針の下、来月の「経済政策パッケージ」の策定に向けて、政策の具体化を進めてもらいたいと思ひます。

生産性向上のための設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする観点から、賃上げや国内投資に積極的な企業の税負担を軽減すると共に、賃上げや国内投資に消極的な企業に係る租税特別措置の適用要件の見直しを行う。

<Ⅰ. 賃上げ及び投資の促進に係る税制> (所得拡大促進税制の改組)

【要件】

- ①賃金：継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$
- ②投資：国内設備投資額 \geq 当期の減価償却費の総額の9割
- ③教育訓練：当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍

【措置】

- ・①及び②を満たした場合：
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 15\%$ の税額控除
(上限は法人税額の20%)
- ・①、②及び③を満たした場合：
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 20\%$ の税額控除
(上限は法人税額の20%)

<Ⅱ. 情報連携投資等の促進に係る税制>

【要件】

- ①投資：企業内外データの連携・高度利活用による生産性向上等、「生産性向上特別措置法」上の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資(ソフトウェア、器具備品、機械装置)
- ②賃金：継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$

【措置】

- ・①及び②を満たした場合：
投資額の5%の税額控除又は30%の特別償却
(税額控除額の上限は法人税額の20%)
- ・①のみを満たした場合：
投資額の3%の税額控除又は30%の特別償却
(税額控除額の上限は法人税額の15%)

<Ⅲ. 租税特別措置の適用要件の見直し>

【要件】

大企業が次の要件のいずれにも該当しない場合

- ① 継続雇用者給与等支給額が前事業年度を超えること
- ② 国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えること

※当期の所得金額が前期の所得金額以下の場合には対象外とする。

【措置】

研究開発税制その他一定の税額控除※の規定を適用しない。
※ 対象となる税額控除：生産性革命との関連が強い、賃上げ・投資に係る法人税の租税特別措置
(但し、特定の地域・業種を対象とする措置、中小企業を対象とする措置等は除く。)

<Ⅳ. 中小企業における賃上げの促進に係る税制 (中小企業における所得拡大促進税制の改組) >

【要件】

- ①継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 1.5\%$
- ②継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 2.5\%$
かつ、当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍等

【措置】(上限は法人税額の20%)

- ①を満たした場合：
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 15\%$ の税額控除
- ②を満たした場合：
給与等支給総額の対前年度増加額 $\times 25\%$ の税額控除

- 生産性向上のための国内設備投資や人材投資、持続的な賃上げを促す観点から、十分な賃上げや設備投資を行った企業について、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講ずる。(3年間の措置)
- リカレント教育等人材投資を増加した企業に対しては、税額控除率を上乗せ。

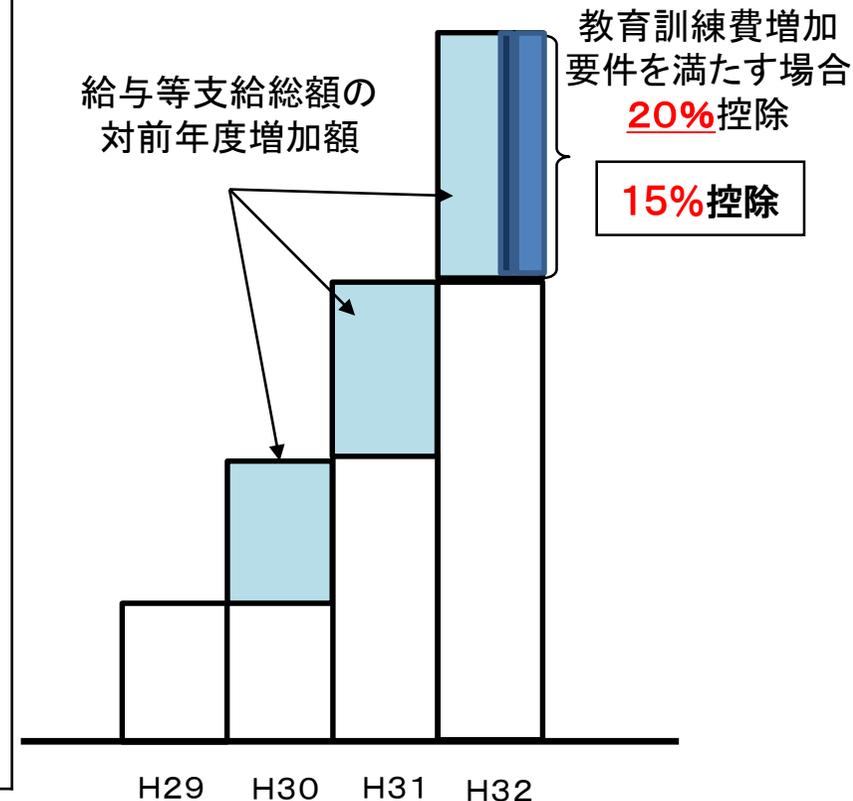
《要件等》

【要件】

- ・継続雇用者給与等支給額: 対前年度増加率3%以上
- ・国内設備投資額: 当期の減価償却費の総額の9割以上

【税額控除】

- ・給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除
- ・教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乗せ (→合計20%)
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



(参考)改正前の所得拡大促進税制

改正前の制度

大企業

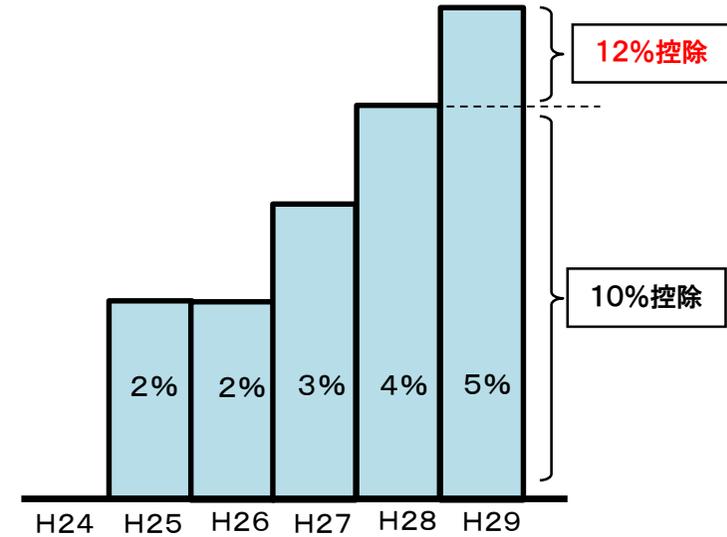
【要件】

- ① 給与等支給増加額：平成24年度から一定割合以上増加
- ② 給与等支給総額：前事業年度以上
- ③ 平均給与等支給額：前年度比2%以上増加

【税額控除】

- ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除
- ・ 前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ
→合計12%
- ・ 税額控除額は法人税額の10%を限度

《要件①の増加要件割合》



中小企業

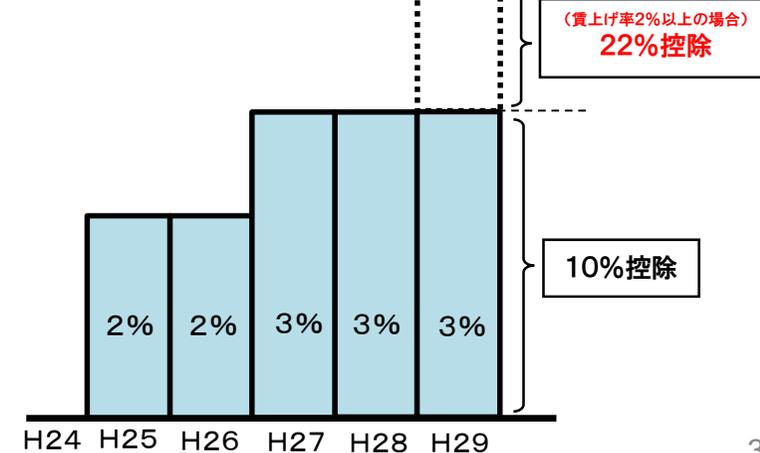
【要件】

- ① 給与等支給増加額：平成24年度から一定割合以上増加
- ② 給与等支給総額：前事業年度以上
- ③ 平均給与等支給額：前事業年度を上回る

【税額控除】

- ・ 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除
- ・ 平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ
→合計22%
- ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度

《要件①の増加要件割合》



- 企業の内外におけるデータを連携・高度利活用すること等により生産性の向上を図る等、「生産性向上特別措置法」の要件を満たすものとして認定された計画に基づく投資の促進に係る税制(特別償却又は税額控除)を創設する。(3年間の措置)

【要件】

1. 計画の認定

①データ連携の内容

- ・ 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・ 企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家が担保

③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・ 労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・ 投資利益率：年平均15%以上

など

2. 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 \geq 3%

課税の特例の内容

- 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア※ 器具備品 機械装置	30%	(要件1. 2. を満たす場合) 5% (法人税額の20%を限度) ----- (要件1. のみ を満たす場合) 3% (法人税額の15%を限度)

最低投資合計額: 5,000万円

※ 開発研究用資産を除く。

器具備品及び機械装置にあつては、ソフトウェアと同時に取得するものに限る。

データの連携・高度利活用による生産性の向上の具体的な事例

事業所間連携、IoTデータ活用(製鉄)

仮想「一つの製鉄所」による全体最適化

- 国内各生産拠点のデータをIoTを活用してシステム統合し、稼働状況のデータを自動継続的に取得してAIで分析。
- 競争上重要なデータを離れた地点間で連携させるため、暗号化の技術等を駆使したセキュリティ対策を実施。
- これらのデータを予防保全の高度化や生産の全体最適化に活用することで、生産量の増加、納期短縮、故障発生率の低減などを実現し、大幅に生産性を向上。加えて、事業所間でデータ連携を行うことで受注と設備稼働状況の共有が図られ、余剰生産能力の活用や輸送コストの削減などを実現。



(経済産業省資料より作成)

企業間連携(航空機部品製造)

産業の枠を超えた連携による生産の高度化

- 複数の中小部品メーカーが連携して、元来もっていた高い技術力を活かしつつ、量産に必要な生産管理手法を共有し、航空機部品の一貫生産体制を構築。
- 各社の原料調達・部品生産・納入等の稼働データを、横断システムを通じてリアルタイムに共有されることで、各社が生産効率を最大化。
- これにより、協業・分担体制の生産スピード向上や品質向上を実現し、大幅に生産性を向上。



○ 大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除※の規定を適用しないこととする。(3年間の措置)

① その大企業の継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えること

② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えること

但し、大企業の当期の所得金額が前期の所得金額以下の場合には対象外とする。

※ 対象となる税額控除: 特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置

租税特別措置の類型

特定の地域に 限定した措置

- ・ 特区税制
- ・ 沖縄税制 等

中小企業関連

- ・ 少額減価償却資産の特例
- ・ 中小企業投資促進税制 等

生産性の向上に 関連する措置

- ・ 研究開発税制
- ・ 地域未来投資促進税制
- ・ 【新設】情報連携投資等の促進に係る税制

特定の業種に 限定した措置

- ・ 海外投資等損失準備金
- ・ 農業経営基盤強化準備金 等

その他

- ・ 特定の資産の買換え特例
- ・ 土地税制関連(収用等) 等

< I : 賃上げ及び投資の促進に係る税制 >

- 「賃上げや設備投資に積極的な企業に対しては、法人の利益に対する実質的な税負担を、国際競争において十分に戦える程度まで軽減する。特に、人材投資に真摯に取り組む企業については負担軽減を深掘りする。」
(実質的な税負担の割合を25%まで引下げ)

< II : 情報連携投資等の促進に係る税制 >

- 「さらに、賃上げを行いつつ、革新的な技術を用いて生産性の向上に果敢に挑戦する企業に対しては、実質的な税負担を、思い切って世界で打ち勝つことができる程度まで軽減する。」
(実質的な税負担を20%まで引下げ)

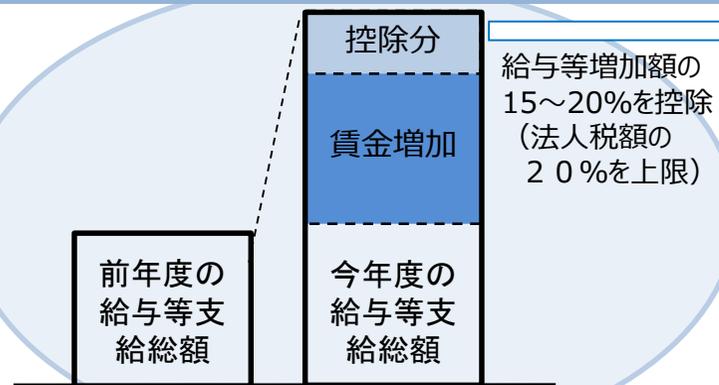
< III : 租税特別措置の適用要件の見直し >

- 「他方、企業収益が過去最高となる中で、賃上げや投資に消極的な企業に対しては、果敢な経営判断を促すための税制措置を講じる。」

「賃上げ・生産性向上のための税制による税負担軽減イメージ」

【法人の実質的な税負担割合】

< I : 賃上げ及び投資の促進に係る税制 >



29.74%

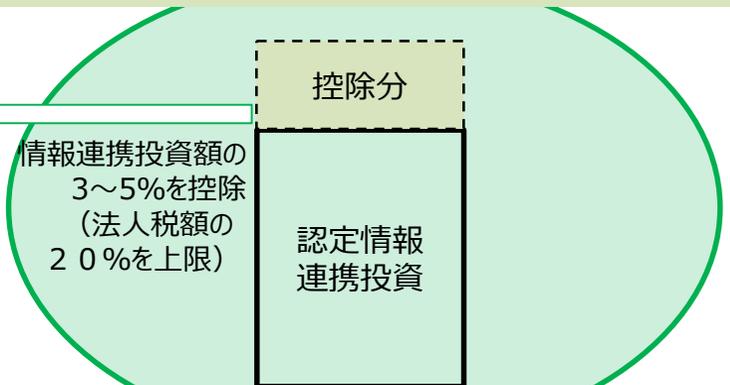
賃金増加
控除分

25%

情報連携
投資控除分

20%

< II : 情報連携投資等の促進に係る税制 >



< III : 租税特別措置の適用要件の見直し >

- 中小企業における持続的な賃上げを促す観点から、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講ずる。(3年間の措置)
- さらに、高い賃上げを行い、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、税額控除率を上乗せ。

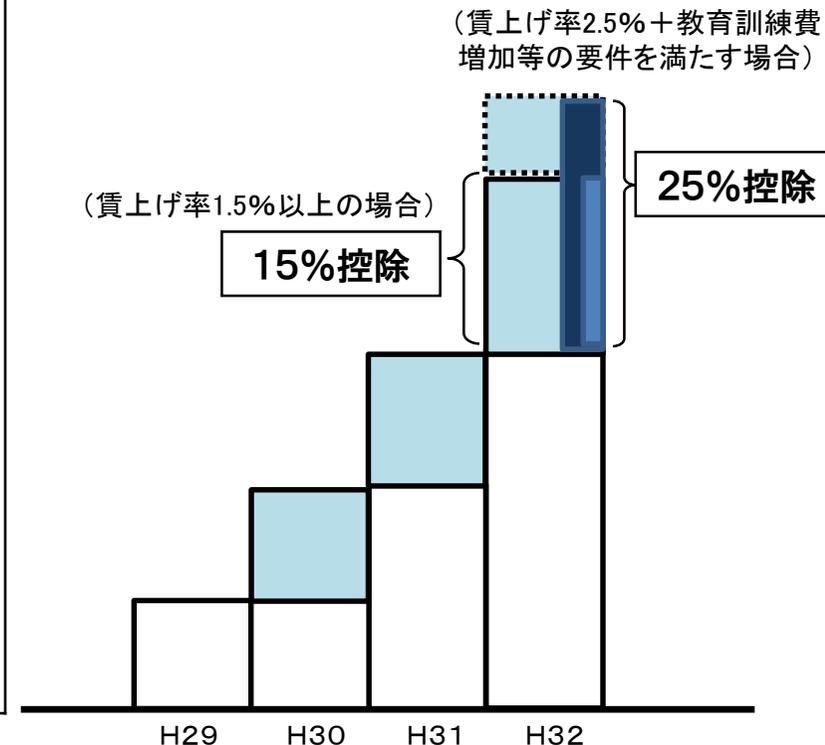
《要件等》

【要件】

- ・継続雇用者給与等支給額: 対前年度増加率 1.5%以上

【税額控除】

- ・給与等支給総額の対前年度増加額の 15% の税額控除
- ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が 2.5% 以上であり、かつ、
教育訓練費増加等の要件^{*} を満たす場合には、控除率を 10%上乗せ (→ 合計25%)
- ・税額控除額は法人税額の20%を限度



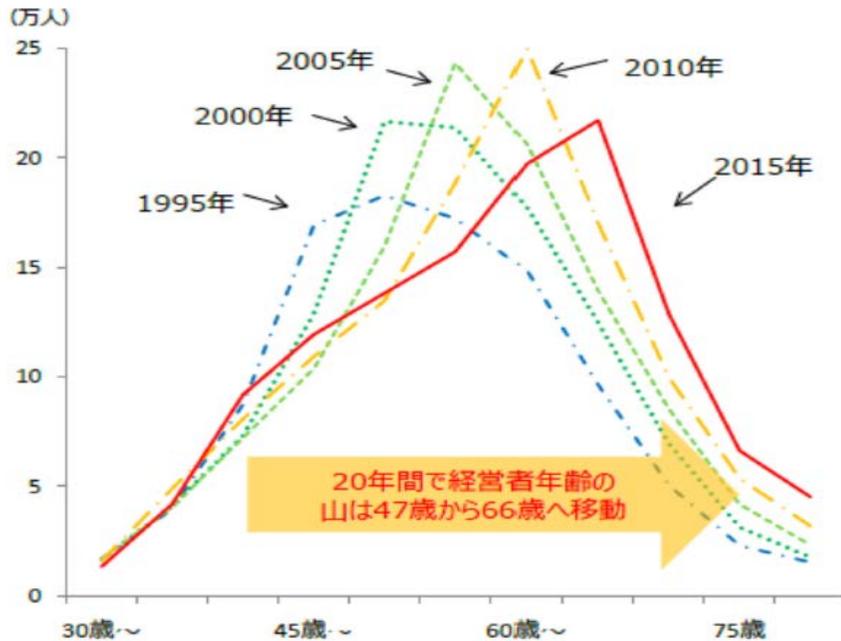
※ 教育訓練費増加等の要件: 次のいずれかの要件

- ① 当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の1.1倍
- ② 中小企業等経営強化法の認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことの証明

<企業の事業承継・競争力強化>

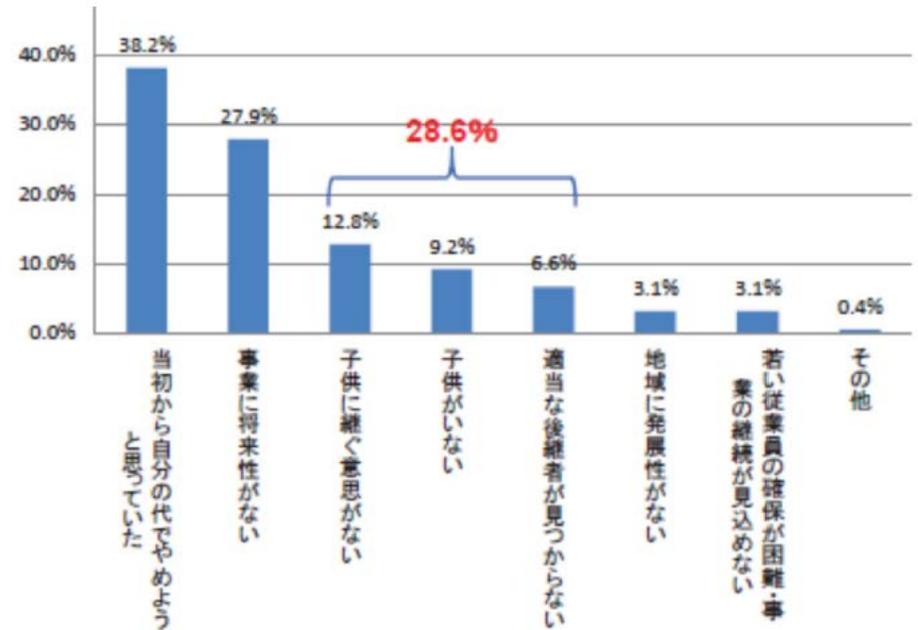
中小企業経営者の現状

中小企業の経営者の年齢分布



(出典)平成28年度 帝国データバンクの企業概要ファイルを
中小企業庁にて再編加工

60歳以上の経営者のうち廃業を予定している者について、その理由

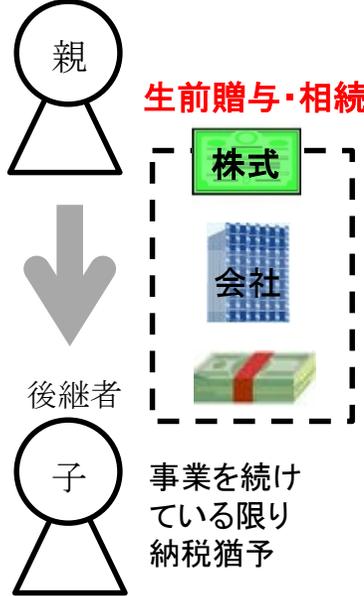


(出典)2016年4月 中小企業庁「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」資料
(2016年2月日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」)

事業承継税制の特例について

今後10年間の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業(非上場)
の経営者



入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象
猶予割合80%
承継後5年間平均8割の
雇用維持が必要

全株式が対象

猶予割合100%

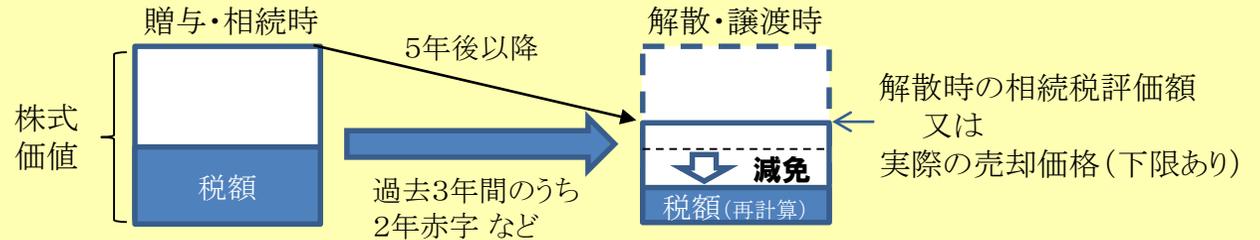
雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、
経営悪化している場合などについて
認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



承継パターンの拡大

複数人→1人
1人→最大3人(代表者)
も事業承継税制の対象とする

5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

・後継者指名や経営見通し等
・金融機関その他の認定支援
機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて
特例が適用される

※ 併せて、一般社団法人等を利用した課税逃れを防止するため、同族が支配する法人の財産についても相続税の対象とする。

※ 上記の税制措置に加え、後継者マッチングの支援等の予算措置、個人保証のあり方の見直しも含めた総合対策が必要。

経営環境変化に対応した贈与税・相続税の減免制度について

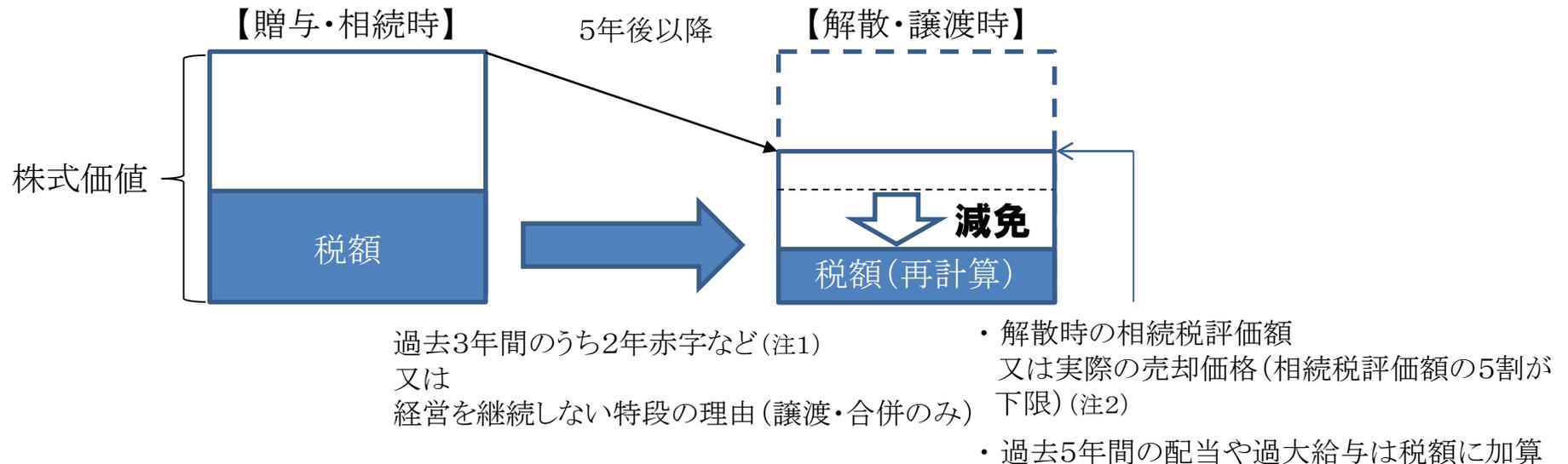
改正前＝会社を譲渡（M & A など）・解散した場合には、贈与税・相続税を全額納付。

改正後＝

会社を譲渡（M & A など）・解散した場合には、その時点の株式価値で税額を再計算して差額を減免。

→ 贈与税・相続税負担に対する将来懸念を軽減。

（会社の一部の事業譲渡、
吸収合併の場合にも適用）

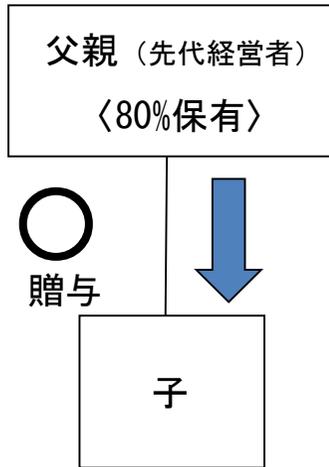


(注1) その他、過去3年間のうち2年売上減、有利子負債 \geq 売上の6か月分以上、類似業種の上場企業株価が前年度から減少のいずれかでも認める。

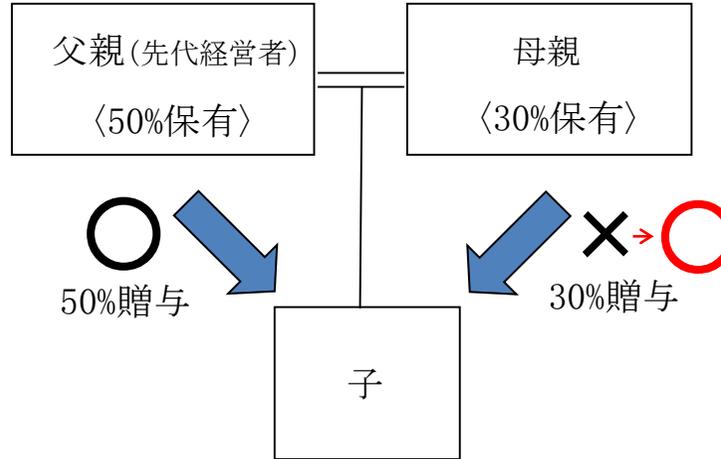
(注2) 実際の売却価格が5割未満の場合、一旦5割分までを免除し、2年後、譲渡した事業が継続され雇用が半数以上維持されている場合には、残額を減免。

事業承継税制の適用対象者の拡大

(改正前の制度の原則)



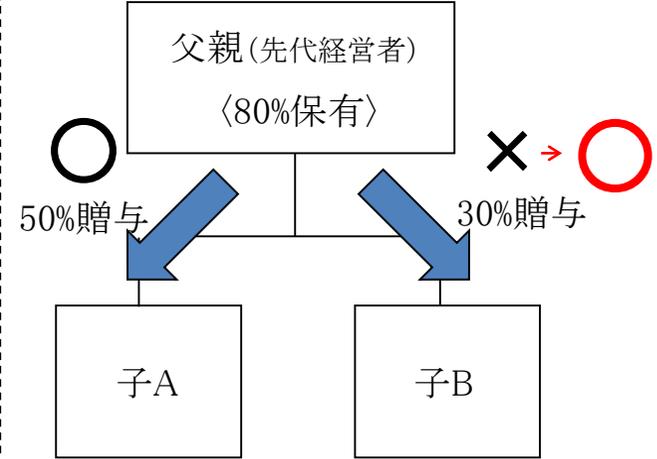
(複数人からの承継)



複数人から後継者への承継も適用対象とする。

(時間差がある場合でも、後継者への贈与・相続があり納税猶予が始まってから5年以内に行った贈与・相続についても適用対象)

(複数人への承継)



複数名 (最大3名) への承継も適用対象とする。

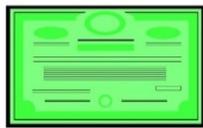
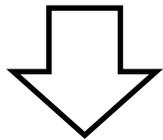
- ・ 最大3名の各人が、同族過半、同族内で3位以上、代表者であること。
- ・ 特例期間中 (施行後10年間) の措置。

(参考) 中小企業の事業承継税制とは

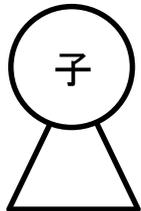
中小企業の
経営者



株式の生前
贈与・相続



後継者



贈与税・相続税
の支払いが必要
となる。

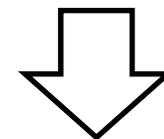
○ 平成21年に、中小企業（非
上場）の事業承継において、
株式の贈与税・相続税を猶予
する制度を創設。

⇒ 平成25年度改正、29年度改
正において、随時要件緩和。

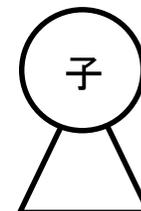
中小企業の
経営者



株式の生前
贈与・相続



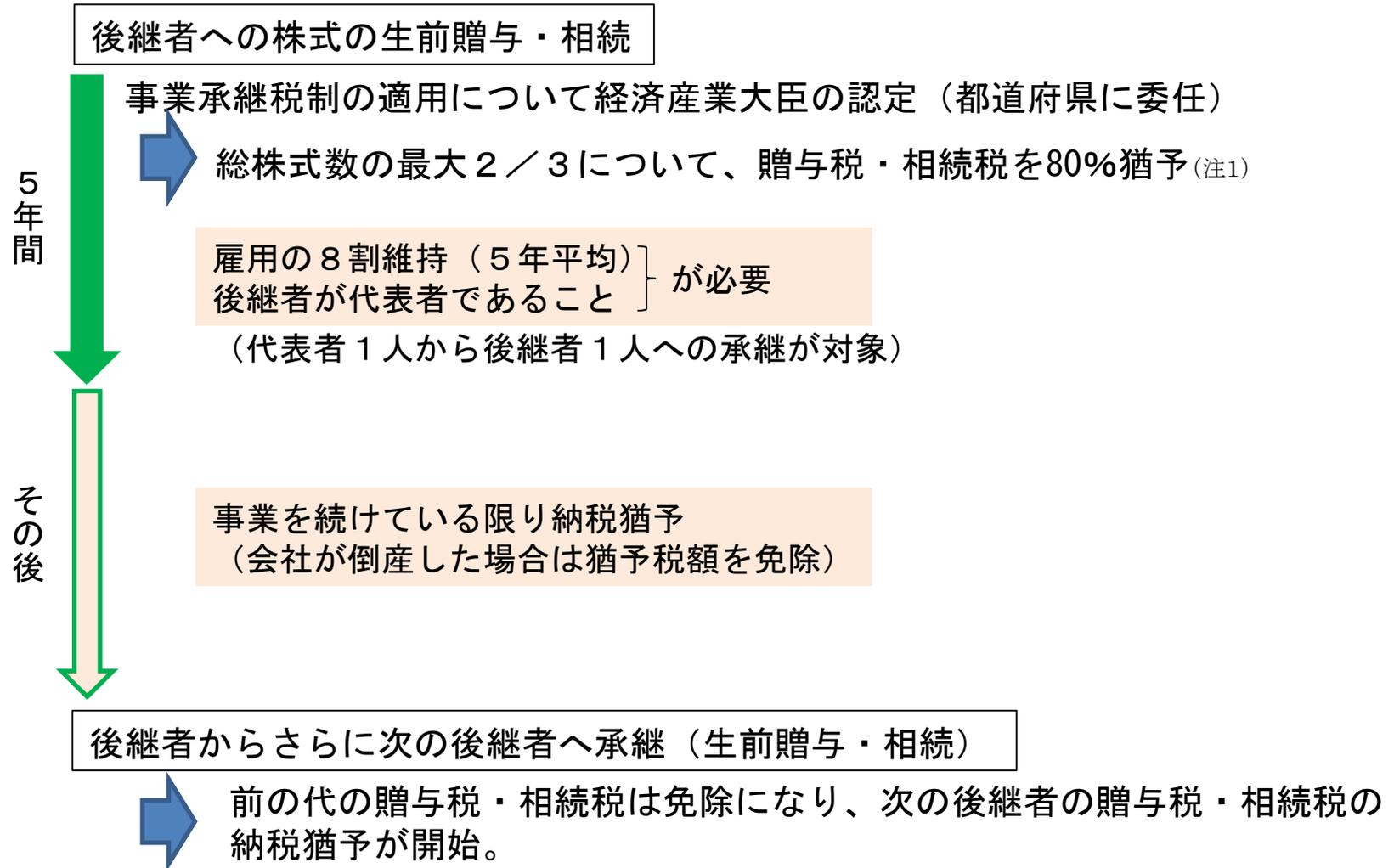
後継者



事業を続け
ている限り
納税猶予

※ 併せて、予算措置で、事業承継の
準備や後継者マッチングを支援。

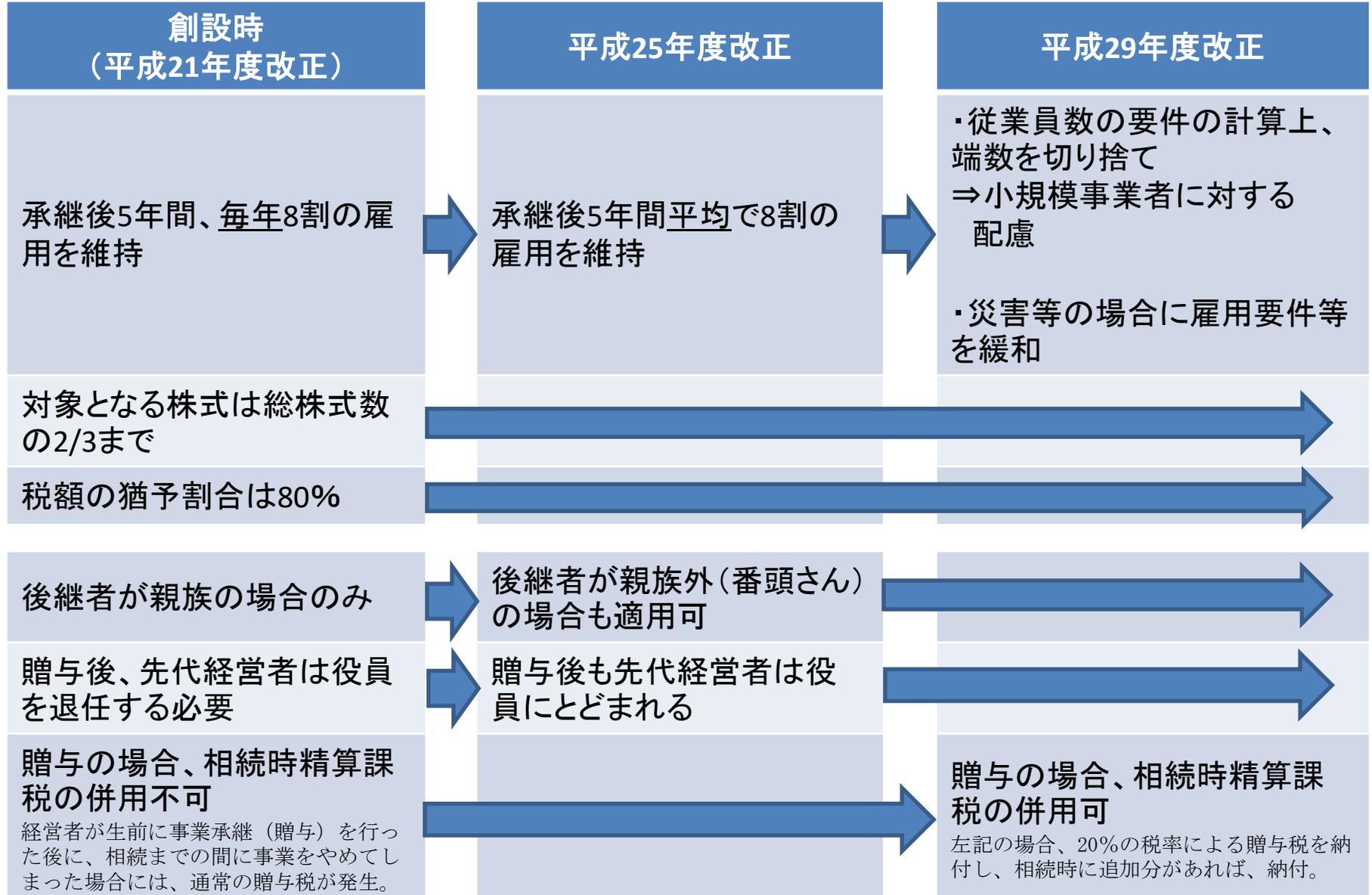
(参考) 改正前の事業承継税制の概要



(注1) 生前贈与の場合は100%の納税猶予となるが、その後の相続時には、80%猶予である相続税猶予に切り替わることとなる。

(注2) 平成27年分における納税猶予制度の前提となる認定件数は、相続税と贈与税をあわせて515件。

(参考) 事業承継税制の改正の経緯



3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

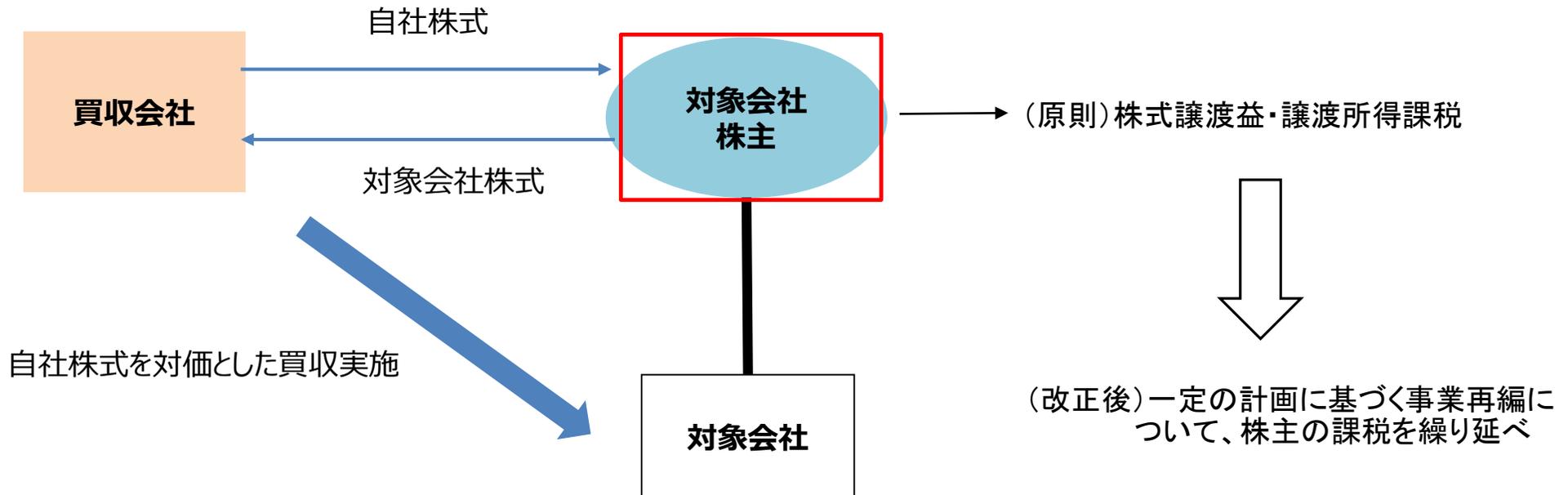
これまでの継続的な取組により、企業の取締役会の構成の変化や投資家の企業との対話に臨む姿勢の積極化、また、政策保有株式の縮減に向けた動きなど、コーポレートガバナンス改革には着実な進展が見られる。他方で、我が国企業は、欧米企業と比較すると、事業ポートフォリオの転換等が十分に進まず、収益力の面でいまだ改善の余地がある。第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化する中で、企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な成長を実現するためには、取締役会等の適切な監督の下、中長期的な視点に立った投資家との「建設的な対話」を通じて、経営陣が果敢にリスクテイクを行い、中長期的な企業価値の向上に向けて、人材力、研究開発力、ブランド力などの向上に向けた投資や事業再編などの取組を進める必要がある。

このため、引き続き、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組を深化させるとともに、大胆な事業再編を後押しする制度改革など、中長期的な企業価値の向上を促すための取組を進める。

④ 事業再編の円滑化

第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性が見込める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年度を目途に必要な制度的対応を講じる。

- 企業外の経営資源・技術を取り込み、企業の生産性向上等を実現するためには、大規模かつ迅速な事業再編によって、戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供、事業ポートフォリオ転換等を進めていくことが重要。
- これらの特定の事業再編を強力に推し進めていく観点から、改正産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定を受けた事業者が行った特別事業再編（自社株式を対価とした公開買付けなどの任意の株式の取得）による株式の交換について、その交換に応じた株主に対する譲渡損益に係る課税を繰り延べる。



＜観光立国・地方創生の実現＞

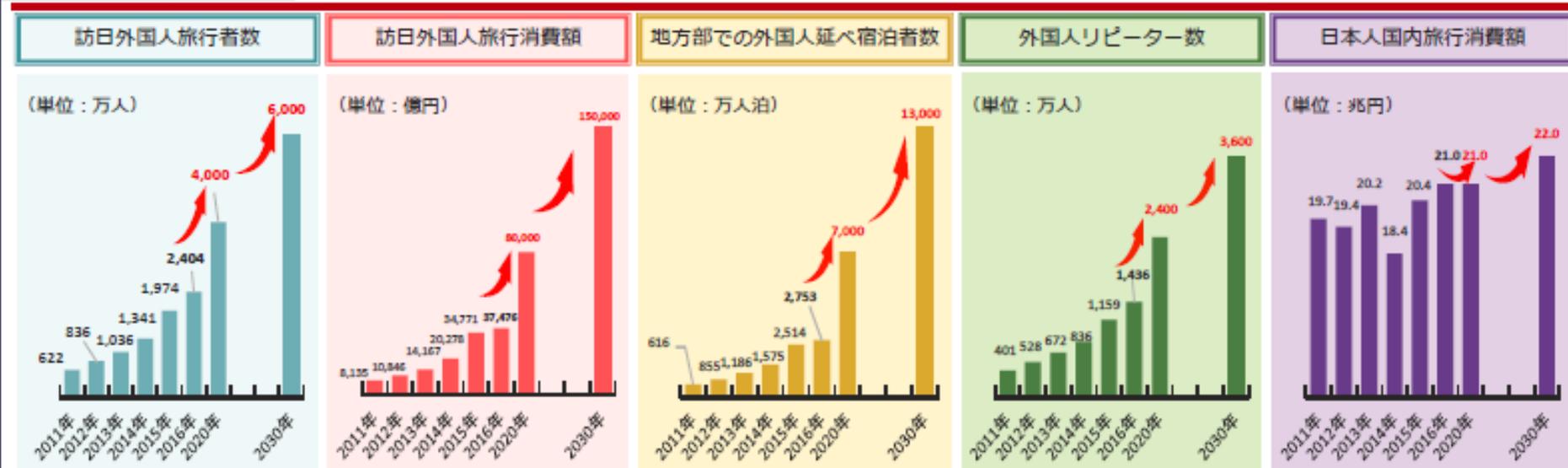
次世代の観光立国実現のための財源の検討

「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標の達成に向け、3つの視点・10の改革のもと、観光施策を実施してきているところ、今後さらに増加する観光需要に対して、高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源を確保するため、所要の措置を検討する。

施策の背景

「明日の日本を支える観光ビジョン」* 目標値

*平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン審議会議決案(議長:内閣府大臣)



「明日の日本を支える観光ビジョン」の「3つの視点」と「10の改革」

視点1

観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

- 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放
- 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ
- 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ
- おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ

視点2

観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ
- あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現
- 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化

視点3

すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現
- 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現
- 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

明日の日本を支える観光ビジョン

(平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議)

観光施策を実施するための国の追加的財源を確保するため、観光先進国を参考に、受益者負担による財源確保を検討。

- ・観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる追加的財源を確保することを目指す。

未来投資戦略2017

(平成29年6月9日、閣議決定)

次世代の観光立国実現のための財源の検討

- ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、国際観光旅客等の出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設する。

概要

納税義務者	航空機又は船舶により出国する一定の者(国際観光旅客等)
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機又は船舶の乗員 ・強制退去者等 ・公用機又は公用船(政府専用機等)により出国する者 ・乗継旅客(入国後24時間以内に出国する者) ・外国間を航行中に天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ・本邦から出国したが天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ・2歳未満の者 <p>(注)本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さない。</p>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	<p>①国際旅客運送事業を営む者による特別徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際旅客運送事業を営む者は、国際観光旅客等から徴収し、翌々月末までに国に納付 <p>②国際観光旅客等による納付(プライベートジェット等による出国の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ①以外の場合、国際観光旅客等は、航空機等に搭乗等する時までに国に納付
適用時期	平成31年1月7日(月)以後の出国に適用 (同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く)

国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針等について (平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定)

1. 国際観光旅客税(仮称)の使途に関する基本方針

(1) 訪日外国人旅行者2020年4,000万人等の目標達成に向けて、

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上

の3つの分野に国際観光旅客税(仮称)の税収(以下、「観光財源」という。)を充当する。

(2) 観光財源を充当する施策は、既存施策の財源の単なる穴埋めをするのではなく、以下の考え方を基本とする。

- ① 受益と負担の関係から負担者の納得が得られること
- ② 先進性が高く費用対効果が高い取り組みであること
- ③ 地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致すること

(3) 使途の適正性の確保

観光財源の使途の適正性を確保する観点から、受益と負担の関係が不明確な国家公務員の人件費や国際機関分担金などの経費には充てないこととする。また、観光財源を充当する3つの分野については、観光庁所管の法律を改正し、法文上使途として明記する。また、予算書においても観光財源が充当する予算を明確化する。

(4) 第三者によるチェック

無駄遣いを防止し、使途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。

2. 平成30年度において観光財源を充当する具体的な施策・事業
平成30年度予算においては、平成31年1月7日からの徴収による総額60億円の歳入について、上記1.の基本方針に基づき、C I Q体制の整備など特に新規性・緊急性の高い以下の施策・事業に充てることとする。

	具体的使途	金額	計上官庁
① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備	最新技術を活用した顔認証ゲートや税関検査場電子化ゲートの整備等によるC I Q体制の整備	20億円	法務省 財務省
	ICT等を活用した多言語対応等	11億円	観光庁
	旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの構築	1億円	観光庁
② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化	JNTOサイト等を活用したデジタルマーケティングの実践	13億円	観光庁
③ 観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上	文化財や国立公園等に関する多言語解説の整備	5億円	文化庁
		2.5億円	環境省
		3億円	観光庁
	訪日観光における新たな観光コンテンツ整備・V R等の最新技術を駆使した最先端観光の育成	4.5億円	観光庁

3. 平成31年度予算編成に向けた対応方針

国際観光旅客税(仮称)の税収が満年度化する平成31年度予算以降は、硬直的な予算配分とならず、観光財源を充当する具体的な施策・事業が、常に上記1.(2)の考え方を満たすものとなるべく、毎年度洗い替えが行なえるよう、観光戦略実行推進タスクフォースにおいて、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

また、受益と負担の関係を明確化し、予算の総合性の確保等を図る観点から、観光財源を充当する具体的な施策・事業について、観光庁に一括計上した上で、関係省庁に移し替えて執行する。

○ 外国人旅行消費のより一層の活性化を図るとともに、外国人旅行者や免税店における利便性を向上させる観点から、「一般物品」についても「消耗品」の免税要件(特殊包装等)を満たして販売する場合には、これらを合算して下限額を判定することができることとする。

※平成30年7月1日から適用。

改正前

一般物品



【免税要件】
 ・**5,000円以上**
 ・国外持ち出し
 ・特殊包装は不要

合算不可



購入下限額
(5,000円以上)

消耗品



【免税要件】
 ・**5,000円以上、50万円以下**
 ・30日以内の国外持ち出し
 ・特殊包装が必要

改正後

消耗品として購入
 下限額の判定を
 できることとする。

消耗品



合算可



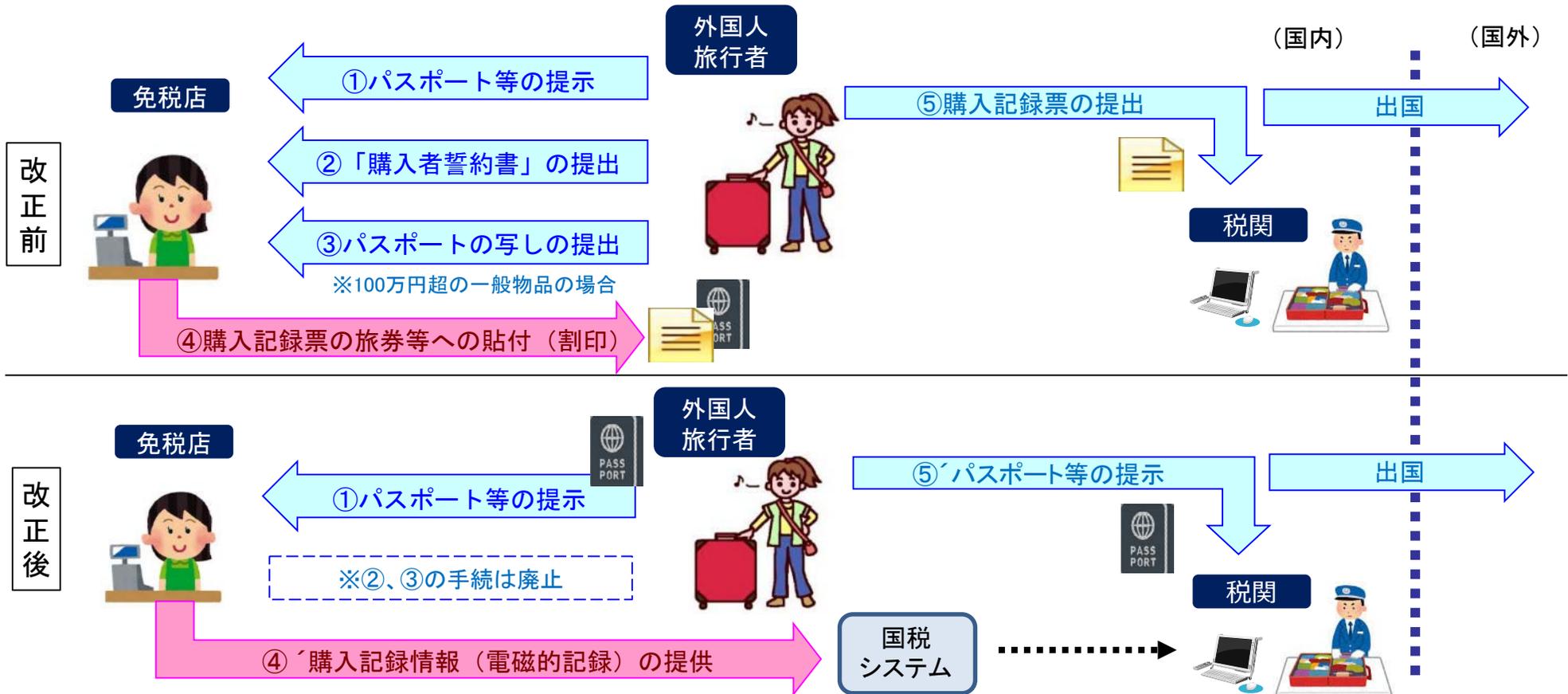
【免税要件】
 ・**5,000円以上、50万円以下**
 ・30日以内の国外持ち出し
 ・特殊包装が必要

免税店における免税販売手続の電子化

30改正

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続きの効率化を図り、外国人旅行消費のより一層の活性化と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る観点から、免税販売手続(購入記録票の提出等)を電子化する。

(注) 平成32年(2020年)4月1日以後に行う免税販売について適用する。
ただし、紙手続との併存期間を1年半設ける(平成33年(2021年)9月30日まで)。



地方拠点強化税制の見直し

30改正

拡充型 (含対内直投)

地方の企業の拠点拡充

地方にある企業の本社機能の強化を支援



移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区からの移転の場合、
拡充型よりも支援措置を深掘り



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(知事認定)

東京圏・中部圏・近畿圏の既成市街地等は
地方拠点強化税制の対象外となる。

→ (改正後) 中部圏中心部及び近畿圏中心部を支援対象の地域に追加

→適用期限は平成32年3月31日まで

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却15%又は税額控除4%**
措置対象:建物及びその附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、**特別償却25%又は税額控除7%**
措置対象:建物及びその附属設備、構築物 取得価額要件:2,000万円(中小企業者1,000万円)

重複
適用可

→ (改正後) 選択適用とする(ただし、雇用の②の上乗せ部分はオフィス減税と重複適用可)

雇用促進税制 (特則)

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で、

①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)

かつ → (改正後) 拠点の非正規新規以外の増加雇用者数が2人

雇用増加率が10%以上の場合、

→ (改正後) 雇用増加率が8%以上

増加雇用者1人当たり最大60万円(注)を税額控除

※ 雇用増加率が10%未満(改正後:8%未満)の場合でも、1人当たり最大30万円(注)を税額控除

(注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

→ (改正後) 非正規雇用者の比率が全国平均を超える場合のその超えた非正規新規雇用者についての1人当たり40万(雇用増加率が満たない場合10万円)は控除の対象外とする。

(参考) 転勤者や全国平均以内の非正規新規雇用者についての1人当たり50万円(雇用増加率が満たない場合20万円)は維持

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与等一定以上等)を満たした上で、

①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業者2人)

かつ → (改正後) 拠点の非正規新規以外の増加雇用者数が2人

雇用増加率が10%以上の場合、

→ (改正後) 雇用増加率が5%以上

増加雇用者1人当たり最大60万円(注)を税額控除

※ 雇用増加率が10%未満(改正後:5%未満)の場合でも、1人当たり最大30万円(注)を税額控除

(注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

→ (改正後) 非正規雇用者の比率が全国平均を超える場合のその超えた非正規新規雇用者についての1人当たり40万(雇用増加率が満たない場合10万円)は控除の対象外とする。

(参考) 転勤者や全国平均以内の非正規新規雇用者についての1人当たり50万円(雇用増加率が満たない場合20万円)は維持

② 更に、特定業務施設の増加雇用者1人当たり30万円上乗せ(雇用を維持していれば、最大3年間継続可)し、最大90万円を税額控除

→ (改正後) 中部圏中心部・近畿圏中心部については1人当たり20万円の上乗せ

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



東京23区及び支援対象外地域

東京圏

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

<支援対象外地域>

中部圏中心部

黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域)
----	------------------

<支援対象外地域>

↓

<改正後>
準地方活力向上地域とされた地域を
移転型事業の対象地域に追加

近畿圏中心部

黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)
----	--

◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

黄色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外となる。具体的には次のとおり。

- 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
- 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
- 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

経済社会の国際化・ICT化等への対応

国際課税の基本的考え方

- ・ 近時、経済取引のグローバル化や企業の海外進出形態の複雑化・多様化がますます進展し、これに伴い、税務執行も困難化。
- ・ 国際課税に関しては、こうした経済実態の変化を踏まえつつ、以下の政策目的実現に向けた施策を不断に実施していく必要。

➤ 我が国の適切な課税権の確保

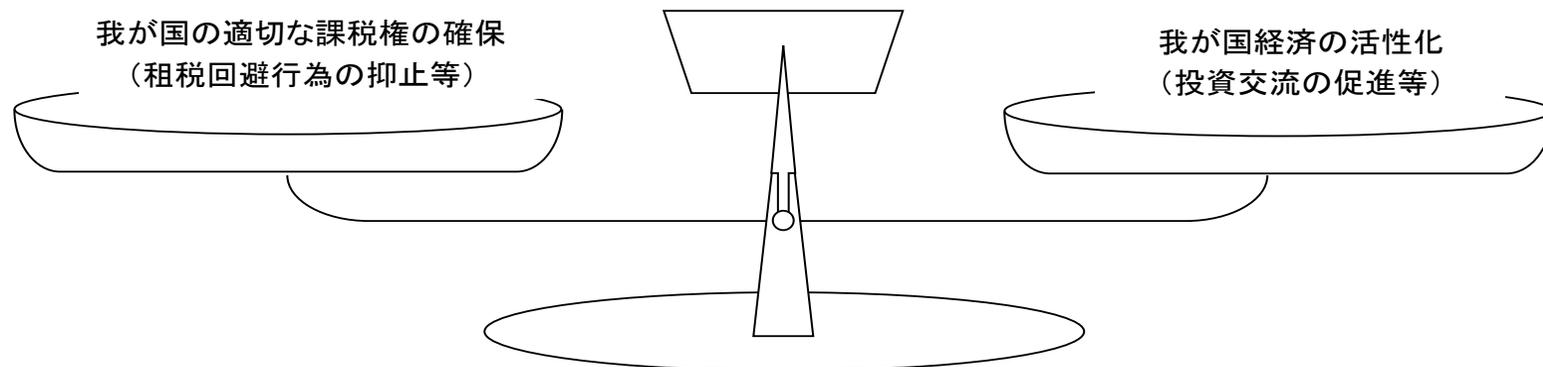
- 租税条約等による外国当局との間の情報交換ネットワークの構築
- 国際的租税回避への対応(外国子会社合算税制、移転価格税制等)等

➤ 我が国経済の活性化

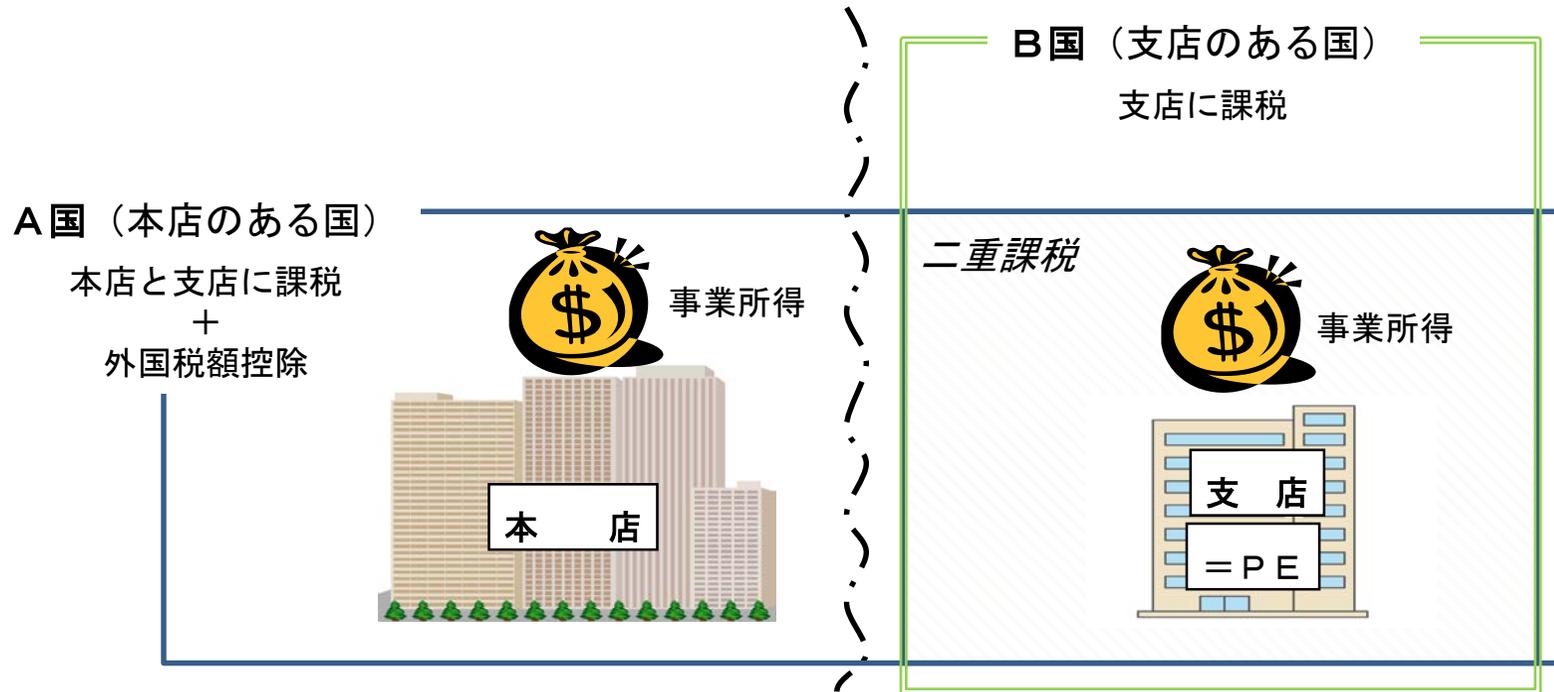
- 投資交流促進等

➤ 国際的な二重課税の調整

- 外国税額控除制度、外国当局との調整の場の設定等



課税権の確保・調整（事業所得）



国内に支店等の恒久的施設（PE: Permanent Establishment）がある場合にのみ、その支店の事業所得に課税することができる。

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転))

- ・ 公正な競争条件の確保 (level playing field) という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・多国籍企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。
- ・ 2012年6月にOECD租税委員会(当時の議長: 浅川財務官)が本プロジェクトを立ち上げ、OECD非加盟のG20メンバー国も議論に参加。2015年10月に最終報告書を公表、同11月のG20サミットに報告。BEPS合意事項を実施するための「BEPS包摂的枠組み」には113か国が参加(2018年3月時点)。

○ 背景

- ・ **グローバルな経済活動、ローカルな課税:** 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた(二重非課税という課題の重要性の高まり)。
- ・ **負担の公平性:** 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. 多国籍企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・多国籍企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(多国籍企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みの構築等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. 多国籍企業は価値創造の場で税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済。また、租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した過大支払利子税制について、法改正の可否を含め検討

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)。租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて、法改正の可否を含め検討

B. 各国政府・多国籍企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動12 タックス・プランニング → 法改正の可否を含め検討の義務的開示

行動13 多国籍企業情報の報告制度 → 28年度改正で(移転価格税制に係る文書化) 対応済

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間条約を策定する。

行動15 多数国間条約の開発 → 参加(29年6月に署名済)

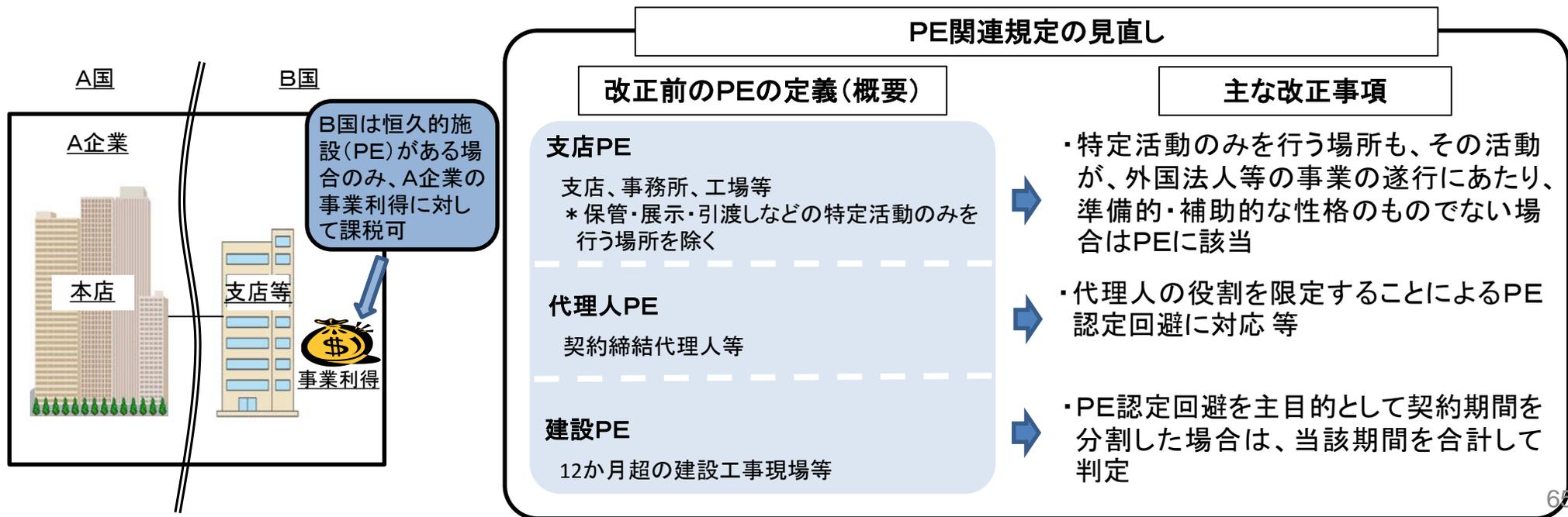
恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがあれば、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。

【PEを巡る国際的な動向】

- ✓ 企業がPE認定されない活動のみをあえて行うこと等による、PE認定の人為的回避に対処するため、「BEPSプロジェクト」報告書(平成27年)にPE認定の人為的回避防止措置が盛り込まれた。また、同報告書を踏まえ、OECDモデル租税条約が平成29年11月に改訂された。 * BEPS: Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)
- ✓ 同措置を盛り込んだ、BEPS防止措置実施条約が合意され、我が国は平成29年6月に署名。また、最近の二国間条約(ロシア、バルト三国等)において、同措置を踏まえた定義を採用している。

【国内法の改正】

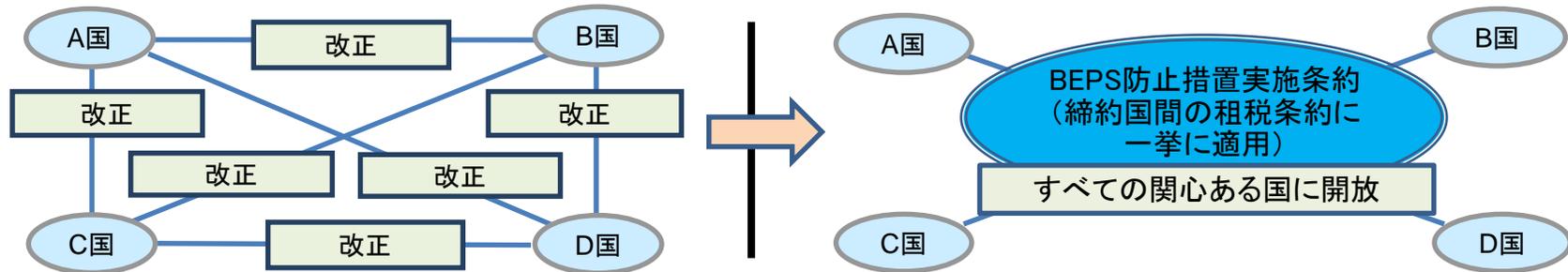
- ✓ 我が国の国内法におけるPEの定義について、人為的回避防止措置に対応する等、上記国際的スタンダードに合わせる見直しを行う。
- * あわせて、PEに係る租税条約と国内法の規定の適用関係を明確化する等の所要の措置を講ずる。



【BEPS行動15】BEPS防止措置実施条約の概要及び経緯

概 要

- 本条約は、BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
- 本条約の締約国は、租税条約に関連するBEPS防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
- 本条約により導入可能なBEPS防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。



経 緯

- 2016年11月24日：参加国による条文の採択。
- 2016年12月31日：署名のために全ての関心のある国に開放。
- 2017年6月7日：署名式（於パリ）において我が国を含む67カ国・地域が署名。
- 2018年3月9日：第196回国会（平成30年通常国会）提出。
- 2018年3月22日現在：76カ国・地域が署名。内、5カ国・地域が批准書等を寄託（これにより、2018年7月1日にその5カ国・地域について発効）。

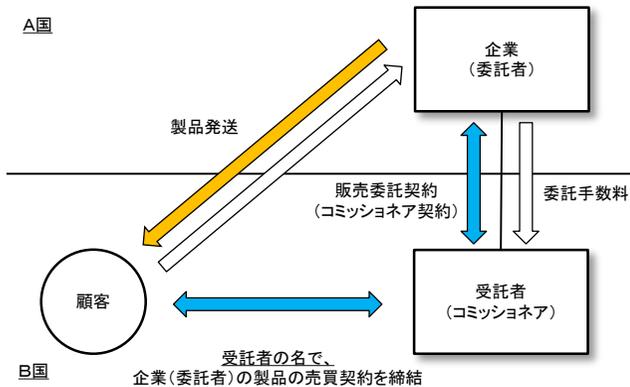
（注）我が国は未だ批准書等を寄託していない。

【BEPS行動7】 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止

背景及び行動計画の概要

- 恒久的施設(PE)とは、事業を行う一定の場所(支店等)をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」)
- 進出先国で、代理人PEの要件に該当しない販売委託契約(コミッションネア契約)の締結や、PE認定されない活動のみを行うこと等によるPE認定の人為的回避に対処するため、OECDモデル条約のPEの定義の修正が勧告され、平成29年11月に同モデル租税条約が改訂された。

【例①： 販売委託契約(コミッションネア契約)を締結するケース】 * BEPS行動7最終報告書P15/パラ6を基に作成



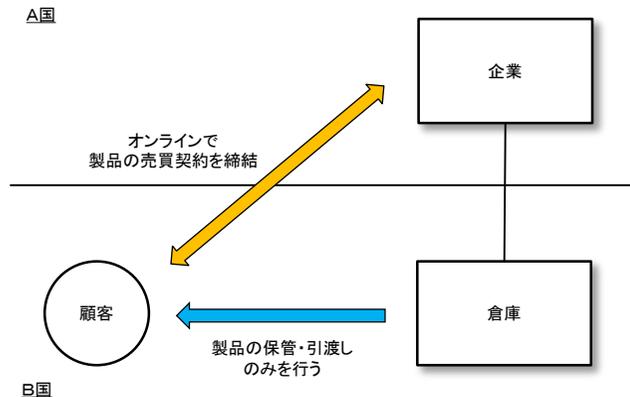
【改訂前のOECDモデル租税条約における代理人PEの概要】

①企業(本人)の名で②契約を締結する者(③代理人業を通常業務とする者(独立代理人)を除く)

- 企業がB国に代理人を置いて、代理人が企業(本人)の名において企業の製品の販売契約を締結すると、企業がB国に代理人PEを有することとなる。
- これに対し、企業がB国の受託者と販売委託契約(コミッションネア契約)を締結し、受託者が受託者の名において企業(委託者)の製品の販売契約を締結する場合や、契約の締結に向けた主要な業務を行う一方、実際の締結は企業が行う場合、受託者は代理人PEの要件に該当しないため、企業はB国にPEを有しないこととなる。

⇒【対策】 契約類型によって代理人PEを認定。主要な業務を反復して行う者を代理人PEとする

【例②： 製品の保管・引渡し業務のみを行う場所を設けるケース】 * BEPS行動7最終報告書P31/パラ22を基に作成



【改訂前のOECDモデル租税条約におけるPEの例外の概要】

商品の保管・展示・引渡しや、購入のみを行う場所等はPEに当たらない

- 企業がB国に支店を設けて製品を販売すると、B国にPEを有することとなる。
- これに対し、相当数の従業員が勤務する、製品の保管・引渡しのみを行うための巨大倉庫を保有すると、この倉庫を通じて行われる製品の保管・引渡しの活動が、企業の製品販売事業の本質的な部分を構成し、準備的・補助的活動に該当しないとしても、倉庫では製品の保管・引渡しの活動のみしか行われなため、PE認定の例外に該当し、企業はB国にPEを有しないこととなる。

⇒【対策】 いかなる活動も準備的・補助的活動でない場合はPE認定の例外としない。

5 経済活動の国際化への対応

(1) 国際課税に関する制度の見直し

国際課税については、引き続き、日本企業の健全な海外展開を支えることにより海外の成長を国内に取り込むとともに、国際的な脱税や租税回避に対してより効果的に対応していく。このため、平成29年度税制改正大綱の「今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」で掲げた、①「BEPSプロジェクト」の合意事項の着実な実施を通じた国際協調の推進、②「経済活動や価値創造の場と税が支払われるべき場所を一致させる」との「BEPSプロジェクト」の基本的考え方を踏まえた、健全な海外展開を歪める誘引の除去、③税に関する透明性の向上に向けた国際的な協調、という基本方針の下で臨む。また、企業部門の予見可能性の向上にも配慮する。

(中略)

「BEPSプロジェクト」の実施枠組みへの参加は100か国を超え、非居住者保有の金融口座情報の自動的交換が一部始まるなど透明性の向上に向けた取組みも進んでいる。今後も国際協調において主導的な役割を果たすため、わが国も引き続き国際合意に則った制度の整備を進める必要がある。特に、平成29年度税制改正大綱において中期的に取り組むべき事項として掲げた、移転価格税制、過大支払利子税制及び義務的開示制度については、「BEPSプロジェクト」における勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえて検討を進める。

外国人の出国後の相続税納税義務の見直し

【平成29年度改正】

- 課税逃れを防ぐ観点から、日本に長期間(10年超)滞在した外国人が、出国後5年以内に行った相続・贈与については、国外財産にも相続税・贈与税を課税することとした。

【平成29年度改正に対する指摘】

- 例えば引退後に母国に戻った外国人が死亡したような場合にまで、日本以外にある財産についても、日本の相続税が課税されるのは酷。



【見直し後】

- 外国人が出国後に行った相続・贈与については、原則として国外財産には課税しない。
- ただし、日本に長期間(10年超)滞在した外国人が、出国後に行った贈与については、出国から2年以内に再び日本に住所を戻した場合には、国外財産にも贈与税を課税。

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日 規制改革推進会議） （電子申告関係部分）

II 行政手続コストの削減に向けて

3. 今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ（平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）[抄]

2. 重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の9分野とする。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ① 営業の許可・認可に係る手続 | （各省庁に共通する手続） |
| ② 社会保険に関する手続 | （個別分野の手続） |
| ③ 国税 | （個別分野の手続） |
| ④ 地方税 | （個別分野の手続） |
| ⑤ 補助金の手続 | （各省庁に共通する手続） |
| ⑥ 調査・統計に対する協力 | （各省庁に共通する手続） |
| ⑦ 従業員の労務管理に関する手続 | （個別分野の手続） |
| ⑧ 商業登記等 | （個別分野の手続） |
| ⑨ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 | （個別分野の手続） |

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

3. 削減目標

（3）取組期間

【取組の内容】

取組期間は、3年とする（平成31年度まで）。ただし、事項によっては5年まで許容する（平成33年度まで）。

（4）削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率20%とする。

（注1）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

1. 「国税」については、以下の点に留意する必要がある。

- ① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
- ② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。

2. 諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率100%。
- ② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-tax)の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-tax)の利用率100%。

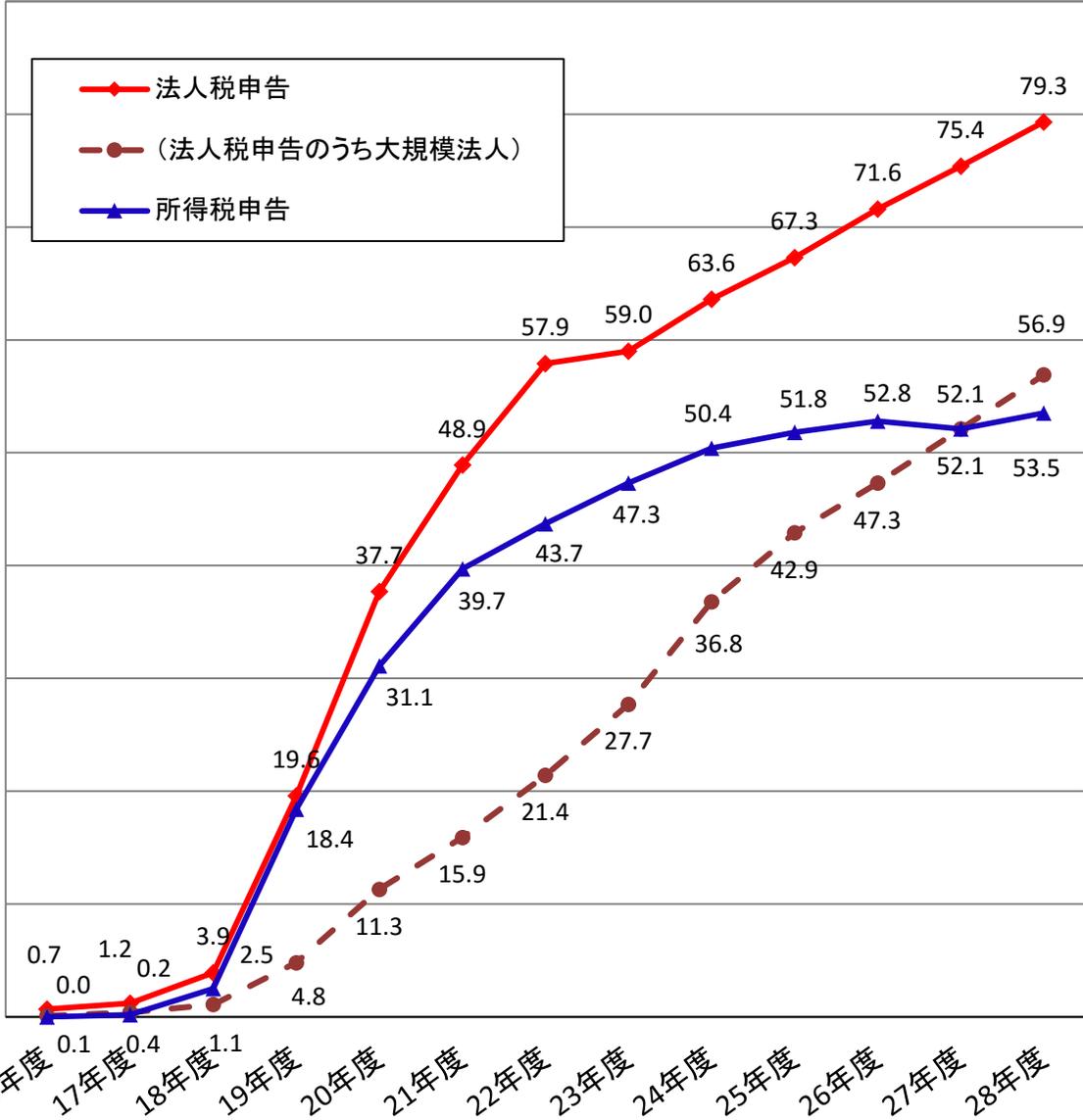
3. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。

- ① 電子納税の一層の推進
- ② e-taxの使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
- ③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

e-Taxの利用率の推移とこれまでの利便性改善策

e-Tax利用率の推移

(単位: %)



ICT化の進展に対応した主な施策(e-Tax関連等)

(施行・適用開始)

平成16年 ・電子申告、電子納税(e-Tax)の運用開始

平成17年 ・法定調書の電子提出の運用開始
(オンライン又は光ディスク等による提出)

平成19年 ・税理士による代理送信の場合の電子署名省略
(納税者本人の電子署名省略)

平成20年 【所得税】電子申告における税額控除の導入
(19年分、20年分: 控除額5,000円)

【所得税】電子申告における第三者作成書類の提出省略(医療費の領収書等)

平成21年 ・電子納税へのダイレクト納付の導入

平成22年 【所得税】電子申告税額控除の延長
(21年分、22年分: 控除額5,000円)

平成24年 【所得税】電子申告税額控除の延長
(23年分: 4,000円、24年分: 3,000円)

平成26年 ・法定調書の電子提出義務化
(前々年に1,000枚以上提出している法定調書)

平成28年 ・第三者作成書類の電子提出可能化
(イメージデータ(PDF)による提出)

平成31年 【所得税等】認証手続の簡便化(ID・パスワード方式)

経済社会のICT化の進展等

- ICTの普及・発展（企業の財務・会計処理等におけるシステムの利用、個人へのスマートフォンの普及等）
- マイナンバー制度等のインフラの整備

- 取引形態の変化（C to C取引の増加等）
- ギグエコノミーの進展（インターネットを通じて個別の仕事を請け負う働き方の増加等）

税務手続の電子化等

- 税務手続におけるICTやデータの活用を進め、
一全ての納税者が簡便・正確に手続を行うことができる環境を整備
一官民あわせたコストの削減、企業の生産性向上を図る

【個人(非事業者)】

- 確定申告・年末調整が、基本的に携帯電話端末(スマートフォン)等で完結する仕組みを整備
- ※将来的に、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認し、活用できる仕組みが実現する可能性

【法人】

- 電子申告システム(e-Tax)の機能改善、提出書類の見直し等を進め、併せて大法人に電子申告を義務化
- 将来的には、中小法人を含め、電子申告利用率100%を目指す

【個人・法人共通】

- 技術の進展や情報セキュリティに留意しつつ、認証手続を簡便化
- 行政機関間のデータ連携を推進し、情報提出の重複を削減
- 電子帳簿を普及させ、文書保存の負担を軽減

個人所得課税の見直し等

- 多様な働き方を踏まえた所得計算のあり方
働き方の多様化を踏まえ、「所得計算上の控除」から「人的控除」に負担調整のウェイトをシフトすることが適当
- 人的控除の控除方式のあり方
主要国における「税額控除方式」や「ゼロ税率方式」、「通減・消失型の所得控除方式」を参考に、控除方式のあり方を見直し
- 経済社会のICT化に対応した所得把握のあり方
デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得を、適切に把握するための方策について検討
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度
個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築する観点から、総合的な枠組について検討

・官民のデータによるやり取りが進むことにより、様々な情報を活用した制度が設計可能
・制度を適切に運営し、その下で国民の利便性を高めるためにも、税務手続の電子化が重要

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュール（イメージ）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させつつ、税務手続に係るデータ活用を推進。働き方が多様化し、申告者が増加・多様化する中、ICTの活用等を通じ、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行える納税環境を整備。また、官民を含めた多様な当事者がデータをデータのまま活用・円滑にやり取りできる姿を実現し、官民あわせコストの削減、企業の生産性向上を図る。そのため、以下に掲げた取組をスピード感をもって進める。
 - ・ ◎の取組は、財務省において（所要の税制改正等を前提として）実施可能。原則全て今後数年間（概ね2～3年間程度）で実現を図る。
 - ・ ☆の取組は、実施にあたり関係省庁等の協力（省庁横断的な検討作業、マイナポータル整備・活用等）が必要。その進捗を踏まえて、タイムリーかつ積極的に取組を進める。

個人 （所得税 関係）

◎スマホ申告の実現（H31.1～段階的に対象範囲拡大）

◎ID・PWのみ（またはマイナンバーカードのみ）で
e-Tax利用可能（H31.1～）

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
（H30.1～段階的実施）

◎年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備
（被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減）

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備（将来的課題）

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 （法人税 関係）

◎電子申告の普及促進（大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化）

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化（H31年度）

☆社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大（情報提出の重複削減（ワンスオンリー化））

◎電子帳簿の普及促進（文書保存の負担軽減）

◎納付のキャッシュレス化推進（現金納付の手続負担軽減）

- 経済社会のICT化等を踏まえ、政府全体として行政手続の電子化を進めてきているが、国税の電子申告の普及は道半ばの状況。（平成28年度の利用率：法人税申告 79.3%（法人税申告のうち大規模法人 56.9%）、所得税申告 53.5%）
- こうした中、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を行う。

（平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用）

大法人の電子申告義務化

- 大法人（※1）は、法人税・消費税等の納税申告書及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。

（※1）内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など

- 電子的な提出が困難と認められる一定の事由があるとき（※2）は、税務署長の承認に基づき、例外的に書面による申告書等の提出を可能とする。

（※2）サイバー攻撃、災害、経営の破綻等により、インターネットが利用できず電子申告ができない場合

申告データの円滑な電子提出のための環境整備

① 提出情報等のスリム化

- ・ 第三者作成書類の見直し（土地収用証明書等の添付省略・保存要件化、送信するイメージデータの紙原本の保存不要化）
- ・ 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化（運用）

② データ形式の柔軟化

- ・ 別表（明細記載を要する部分）・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV（エクセルで作成可能））

③ 提出方法の拡充

- ・ 添付書類の光ディスク等による提出
- ・ 電子申告の送信容量の拡大（運用）

④ 提出先の一元化（ワンスオンリー化）

- ・ 国・地方を通じた財務諸表の電子提出の一元化
- ・ 連結法人に係る個別帰属額届出書の電子提出の一元化等

⑤ 認証手続の簡便化

- ・ 法人の認証手続の簡便化（経理責任者の電子署名の不要化、代表者から委任を受けた者の電子署名による電子申告を可能とする）

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化（30年度改正）

源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担を軽減し、給与所得者（被用者）の利便性を向上させる観点から、書面で源泉徴収義務者に提出がされている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供（電子提出）を可能とする。

（注1）電子提出の対象とする年末調整関係書類

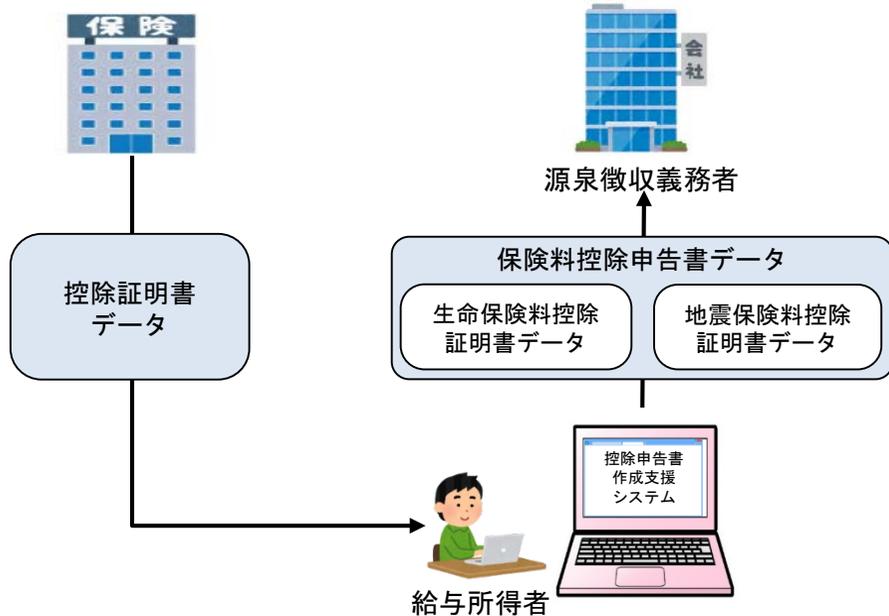
生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書（平成31年以後居住分）及び住宅ローンの年末残高証明書（平成31年以後居住分）

（注2）第三者作成書類である生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除証明書又は住宅ローンの年末残高証明書（以下「控除証明書等」という。）を電子提出する際には、発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたその控除証明書等を、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書と併せて電子提出する必要がある。

（注3）上記の見直しと併せて、発行者から電磁的方法により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（QRコード付証明書）を、住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

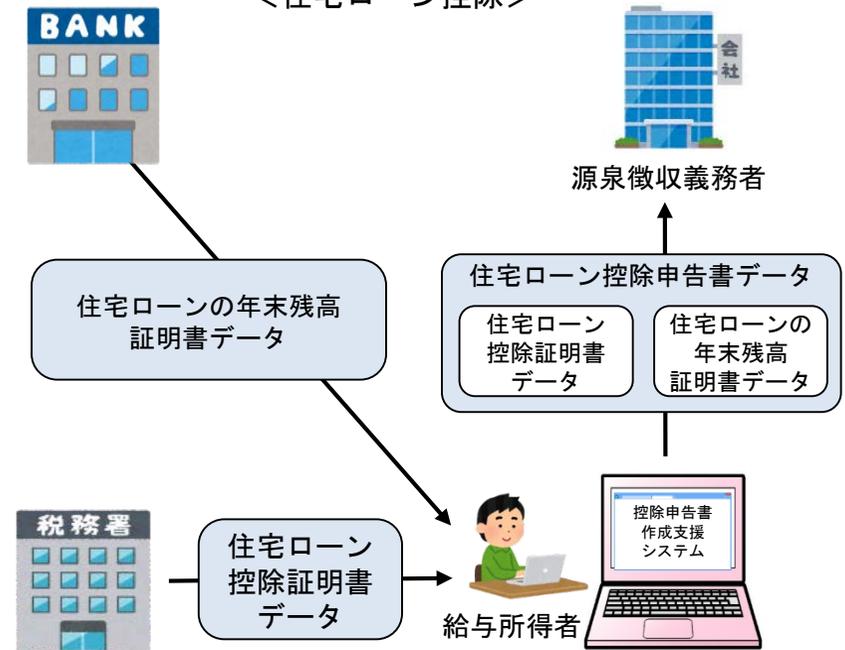
【改正後】

<生命保険料控除・地震保険料控除>



（注）平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用

<住宅ローン控除>



（注）平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書及び同日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用

政府税制調査会による海外調査報告（平成29年6月19日）（概要）

国名 (所得税制度)	ICTの活用を含めた 納税者利便の向上等に向けた取組(例)	新しい経済への対応を含めた 制度の信頼性向上に向けた取組(例)
エストニア (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書 ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、付加価値税申告書(毎月)に、合計1,000ユーロ(12万円)以上の取引相手方に係るインボイス情報を記載(課税当局においてマッチング)。
スウェーデン (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書 ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジを使用(改ざん不可能、課税当局のみ読取り可能)。
韓国 (分離課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整手続の簡素化 <p>控除対象データは控除関係機関から国税庁の税務手続支援システムに集約され、従業員・雇用主が控除申告書をダウンロード可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書が課税当局に集約(課税当局においてマッチング)。
アメリカ (総合課税(利子)・ 段階的課税(配当・CG)) (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定申告ビジネス(申告代行業)が発達 ● 原則、スマホ等で申告が可能(民間の申告代行業が作成するアプリを利用) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な法定調書を具備(ビットコイン取引、600ドル(6.5万円)以上の役務提供等、約250の取引に情報報告義務(日本は60))。 ● 「新しい経済」への対応として、近年、ビットコイン取引所に顧客情報の提供を求めた例あり。
カナダ (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い) ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「新しい経済」への対応として、近年、インターネットオークションの運営会社に利用者情報の提供を求めた例あり。
フランス (総合課税)	<ul style="list-style-type: none"> ● 記入済申告書(未記入事項が比較的多い) ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを利用した課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。 ● シェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が、利用者間の取引情報を課税当局に報告する仕組みを導入(2020年～)。
イギリス (段階的課税) (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整制度のリアルタイム化 <p>雇用主が、従業員への毎月の給与支払毎に税額を調整した上で、源泉徴収を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原則、スマホ等で申告が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 納税者と課税当局のコミュニケーション緊密化の一環として、2020年以降、個人事業主や法人が、四半期に一度、財務会計情報を課税当局に報告。 ● 国際的な課税逃れ等に対応するため、課税当局への情報提供の対象範囲を見直し。

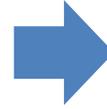
(注) 記入済申告書：雇用者等から集まった情報を課税当局が予め申告書に記入し、納税者に提供することで、納税者の税務申告を支援するサービス

※アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を一旦合算した総額に応じて、また、イギリスの段階的課税は、給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

- 近年、金の密輸入事件が多発し、社会的に大きな問題となっている。
- こうした金の密輸に対する抑止効果を高め、密輸者に一層の経済的不利益を与える観点から、関税の無許可輸出入罪等の罰則及び輸入に係る消費税のほ脱罪の罰則を、次のとおり、強化することとする。

《関税の無許可輸出入罪等の罰金上限額》

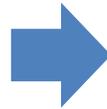
改正前
500万円



改正後
1,000万円 又は 貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合は 貨物の価格の5倍

《輸入に係る消費税のほ脱罪の罰金上限額》

改正前
1,000万円 又は 脱税額が1,000万円超の場合は脱税額



改正後
1,000万円 又は 脱税額の10倍が1,000万円超の場合は 脱税額の10倍

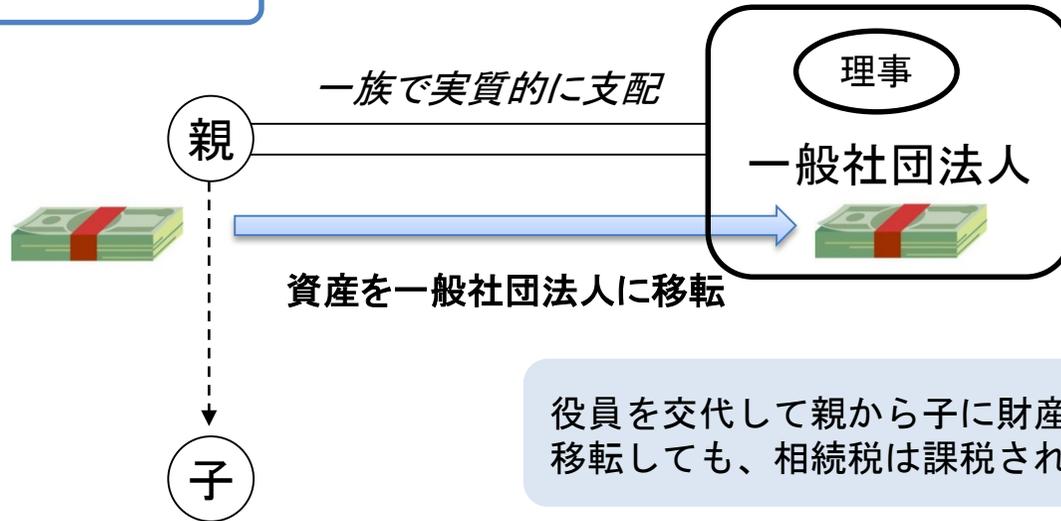
※ いずれも公布日から起算して10日を経過した日
(平成30年4月10日)から施行

(参考)金を密輸した場合、関税の無許可輸出入罪等、消費税のほ脱罪、地方消費税のほ脱罪の3罪が成立するが、刑法の規定(観念的競合)により、最も重い罪により処断されることとなる。

《金密輸のスキーム図》(金地金5Kgの密輸 利益200万円)



改正前



- H20 制度創設
- 持分がない
- 登記だけで設立できる（行政庁の監督がない）
- 役員の数、親族割合に関する規制がない
- 解散して残余財産を関係者で分配可能

役員を交代して親から子に財産の支配権を移転しても、相続税は課税されない。

見直し後

○ 同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の1人が死亡した場合、当該法人の財産（同族理事の数で等分）を対象に、当該法人に相続税を課税。

- ※ 平成30年4月1日以後の相続に適用。ただし、既存法人については、平成33年4月1日以後の相続に適用。
- ※ 死亡前5年間に同族理事を退任した者が死亡した場合も含む。
- ※ 併せて、個人から一般社団法人への贈与等について一定の要件を満たせば贈与税等を課税する現行規定を明確化。この際に課税した贈与税等は、上記の相続税から税額控除。
- ※ 上記の見直しは、一般財団法人についても同様とする。

たばこ税の見直し

平成29年度税制改正大綱(抄)

平成28年12月8日
自由民主党
公明党

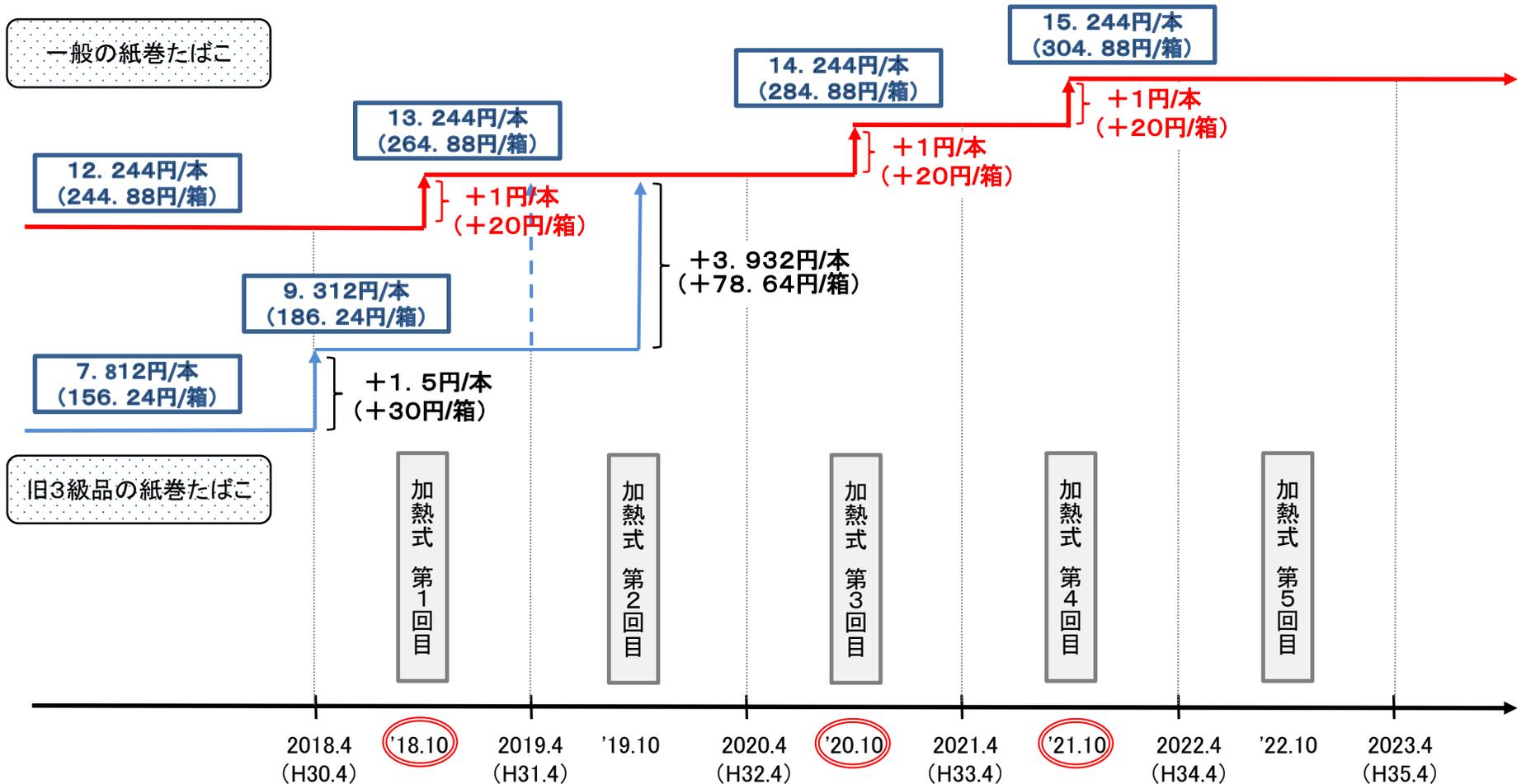
第三 検討事項

- 10 将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討する。

たばこ税率の引上げスケジュール

30改正

- 財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の税率を1本当たり3円(1箱当たり60円)引上げ。
- 税率の引上げは、消費者やたばこ関係事業者への影響に配慮し、平成30年(2018年)10月より1本当たり1円ずつ3回に分けて段階的に実施。



(備考) 上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額。

加熱式たばこの税率について

- たばこ税法では、紙巻たばこの本数当たりの税率が定められており、その他の種類のたばこについては、その重量を紙巻たばこの本数に換算して課税されている。
- 加熱式たばこは、「パイプたばこ」に分類されており、重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算し、紙巻たばこの税率(12.244円/本)を適用。

紙巻たばこ
1本



=

パイプたばこ 1グラム

加熱式たばこ

アイコス (PM社)
460円 [15.7g]



プルーム・テック (JT社)
460円 [2.8g]



グロー (BAT社)
420円 [9.8g]

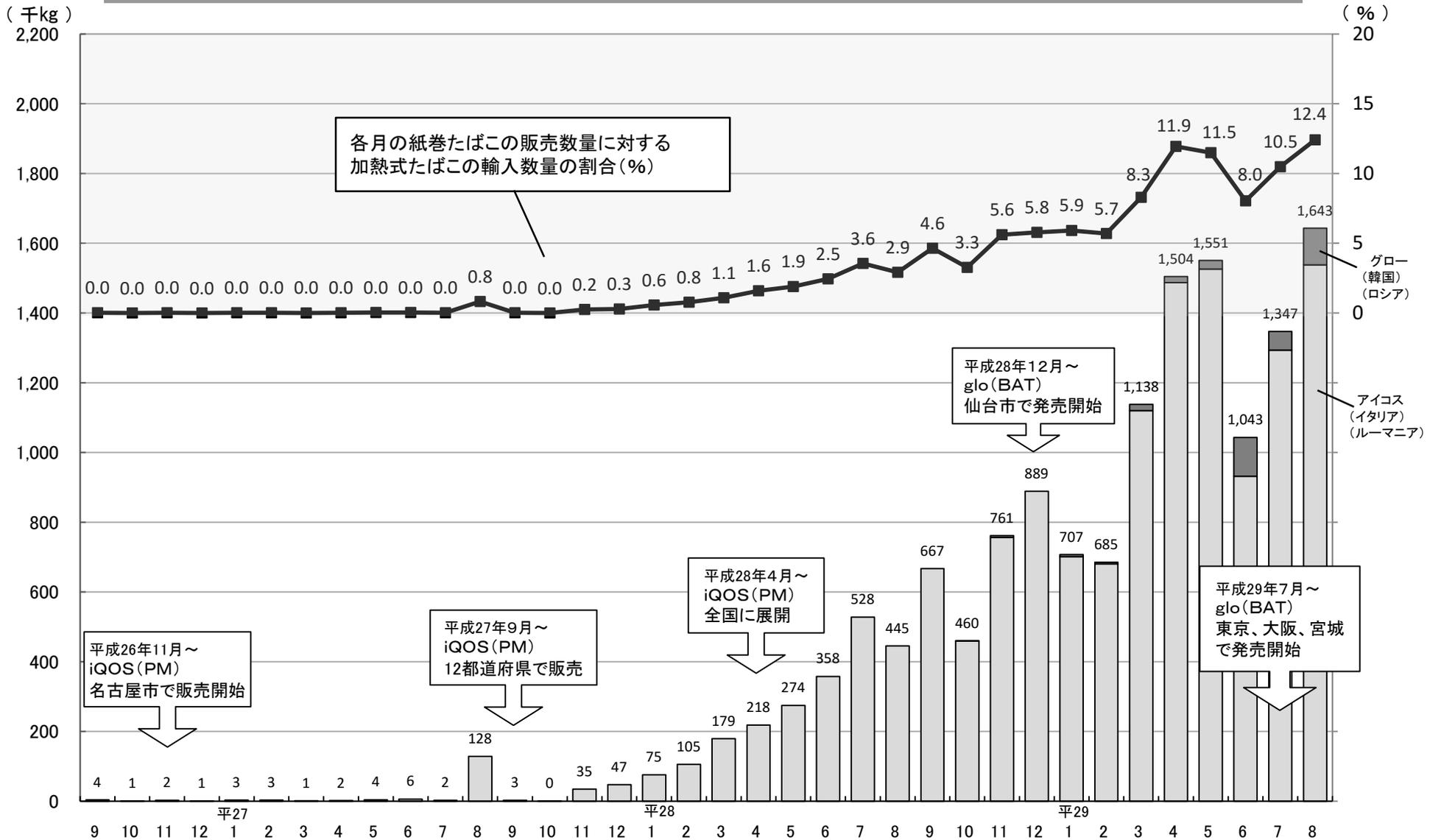


加熱式たばこの税負担割合等

商品名 (製造たばこの名称)	小売定価	製品重量 [課税標準]	たばこ税額	割合 (紙巻たばこ比)	消費税額	合計税額
アイコス(PM) 〔マルボロ・ヒート スティック・レギュラー (1箱20本)〕	460円	15.7g	192.23円	78%	34.07円	226.30円
プルーム・テック(JT) 〔メビウス・レギュラー・ フォー・プルームテック (1箱5個)〕	460円	2.8g	34.28円	14%	34.07円	68.35円
グロー(BAT) 〔ケント・ネオスティック ・ブライツ・タバコ (1箱20本)〕	420円	9.8g	119.99円	49%	31.11円	151.10円
【参考】 紙巻たばこ〔メビウス〕 (1箱20本)	440円	—	244.88円	100%	32.59円	277.47円

- (注) 1. 平成29年1月現在の小売定価及びたばこ税の税率による。
 2. たばこ税額は、国たばこ税(たばこ税・たばこ特別税)と地方たばこ税の合計(国と地方のたばこ税の割合は1:1)。
 3. 加熱式たばこの製品重量は、小売定価認可時の重量による。

加熱式たばこの輸入数量及び紙巻たばこの販売数量に対する割合の推移



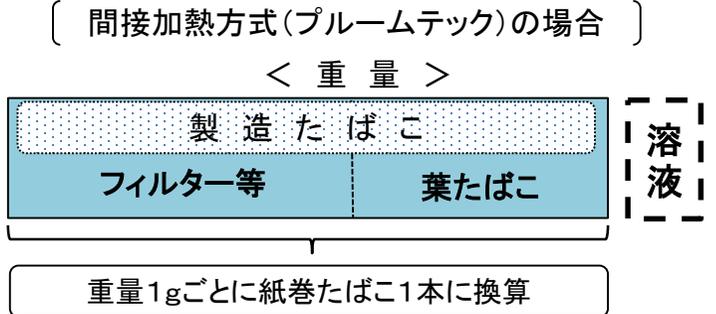
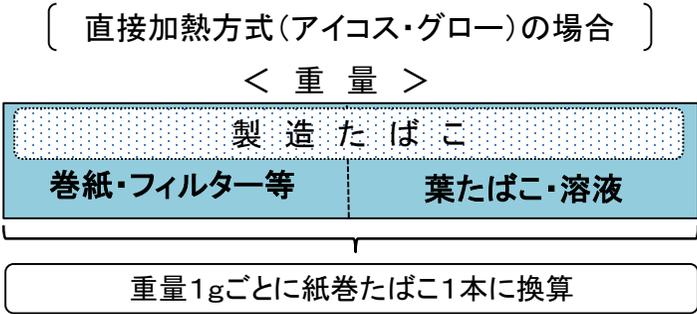
- (備考) 1. 財務省貿易統計より、関税率率別表第24類のうち「2403・19・2(その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ その他のもの その他のもの)」のイタリア、ルーマニア、ロシア、大韓民国からの輸入数量を合計。
 2. 紙巻たばこの販売数量に対する加熱式たばこの輸入数量の割合は、加熱式たばこの輸入数量1gを紙巻たばこ1本に換算して計算したもの。

加熱式たばこの課税方式の見直し

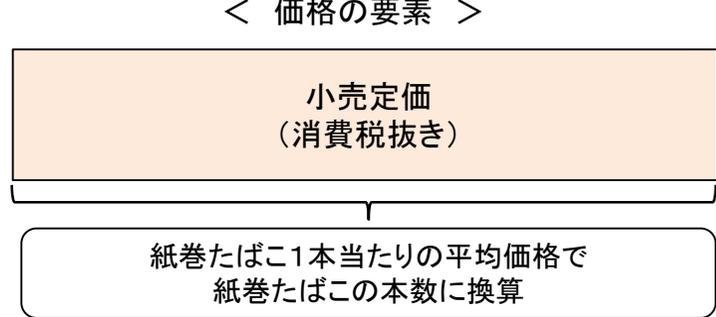
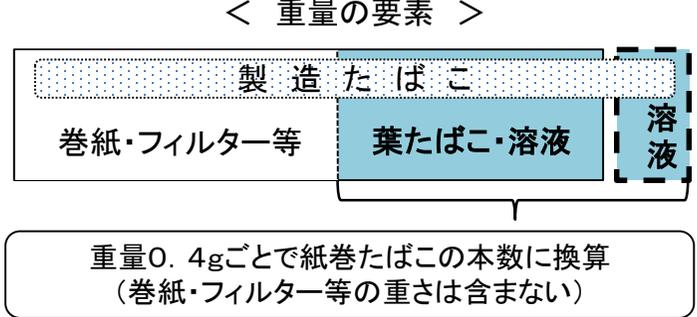
30改正

- 近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直し。
- 平成30年(2018年)10月から実施(たばこ税率の引上げ開始と同じタイミング)。開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、5回に分けて段階的に移行。

改正前
(パイプたばこ)



改正後
(加熱式たばこ)



「重量」と「価格」の要素は、1:1の比率で紙巻たばこの本数に換算

(消費税軽減税率制度)

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	免税事業者の方
飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書を交付する必要がある場合があります。	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れにたいしても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書の保存が必要です。



課税事業者

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまで合計した税込対価の額を帳簿には軽減対象の譲渡等記載請求書等（区分記載請求書等）を発行する旨を記載することや、これまで記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等記載請求書等（区分記載請求書等）を発行する旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳 (仕入)			
XXX年	摘要	税区分	借方 (円)
月 日			
11 30	△△商事㈱	10%	88,000
11 30	△△商事㈱	8%	43,200
	11月分 日用品		
	11月分 食料品		

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事㈱		平成XX年11月30日
機〇〇〇〇	11月分 131,200円 (税込み)	
品名	金額	
11/1 ※	5,400円	
11/1 ※	10,800円	
11/2 ※	22,000円	
合計	131,200円	
10%対象	88,000	
8%対象	43,200	
※は軽減税率対象品目		

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のシシの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- ① 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 1. 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
 2. 電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- ② 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- ③ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

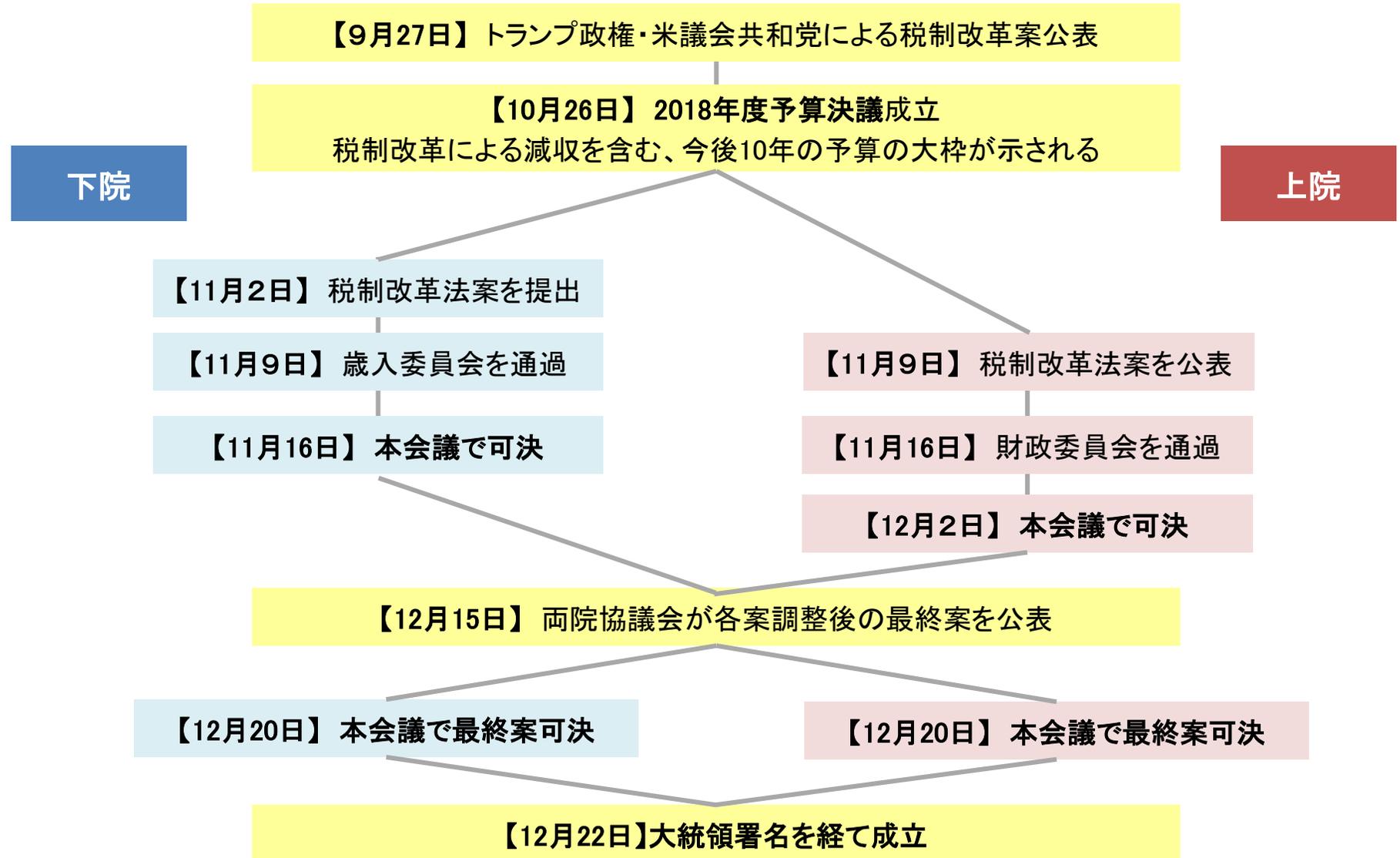


消費税軽減税率制度

(米国の税制改革)

税制改革法案について

米国の税制改革法(「H.R.1: Tax Cuts and Jobs Act」)は 12月22日(金)に大統領署名を経て、成立



税制改革法における主な改正項目

税制改革の柱

①個人所得税の減税 ②簡素で公正な税制 ③米国における雇用の創出 等

改正前	改正後(2017年12月22日成立) ※10年間で▲1.46兆ドル
個人所得税関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> ・税率: 7段階(10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%) ・概算控除:【単身】\$6,350 ・人的控除:\$4,050/人 ・児童税額控除:\$1,000 	<p>制度を簡素化しつつ、所得税負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7段階(10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%) <p>} 概算控除に統合し、\$12,000に拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・\$2,000に拡大。\$500の家族控除を創設
遺産税(相続税)関係	※2025年までの時限的措置
<ul style="list-style-type: none"> ・控除額: 約\$550万 	<ul style="list-style-type: none"> ・控除額を約\$1,100万に倍増(廃止はせず)
法人税関係・国際課税	
<ul style="list-style-type: none"> ・連邦法人税率: 35%(地方分を含めた実効税率: 40.75%) ・全世界所得課税 	<p>米国経済の活性化や雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21%(地方分を含めた実効税率: 27.98%)に引下げ ・課税ベースの拡大(租税特別措置の廃止等) ・領域主義課税の導入、海外留保金への課税(最大15.5%) ・税源浸食・濫用対策税の導入等
オバマケア	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の保険加入義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止(歳出減)※2019年から適用

(注) 特段記載のない場合、2018年の課税年度から適用。